

# 貸金業者向けの総合的な監督指針（案）

本 編

平成19年 月

金 融 庁

# 貸金業者向けの総合的な監督指針（案）

## I. 基本的考え方

I-1	貸金業者の監督に関する基本的考え方	1
I-1-1	貸金業の監督の目的	1
I-1-2	貸金業監督の基本的枠組み	1
I-1-3	貸金業監督部局の基本的役割	2
I-1-4	貸金業者の監督に当たっての基本的考え方	2
I-2	監督指針策定の趣旨	4

## II. 貸金業者の監督に当たっての評価項目

II-1	経営管理等	5
II-2	業務の適切性	6
II-2-1	法令等遵守（コンプライアンス）態勢等	6
II-2-2	顧客情報の管理	6
II-2-3	外部委託	8
II-2-4	本人確認、疑わしい取引の届出	9
II-2-5	苦情対応態勢	10
II-2-6	不祥事件に対する監督上の対応	11
II-2-7	貸金業務取扱主任者	12
II-2-8	禁止行為等	12
II-2-9	勧誘及び契約締結時の説明態勢	14
II-2-10	過剰貸付けの禁止	15
II-2-11	広告規制	16
II-2-12	書面の交付義務	18
II-2-13	帳簿の備付け等	18
II-2-14	帳簿の閲覧、謄写	19
II-2-15	取立行為規制	20
II-2-16	債権譲渡	22
II-3	業務の透明性の確保	23

## III. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点

III-1	一般的な事務処理等	24
III-1-1	一般的な監督事務	24
III-1-2	貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督	26
III-1-3	業務提携を行う貸金業者等に対する効果的な監督のための当局間の連携	26
III-1-4	監督部局間の連携	26
III-1-5	検査部局との連携	27
III-1-6	貸金業協会との連携等	27
III-1-7	内部委任	28
III-2	法令解釈等外部からの照会への対応	29
III-2-1	法令照会	29
III-2-2	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	30
III-3	貸金業法等に係る諸手続	33
III-3-1	登録の申請、届出書等の受理	33
III-3-2	登録等に関する意見聴取	37
III-3-2-1	登録に関する意見聴取	37
III-3-2-2	変更登録に関する意見聴取	38

Ⅲ－３－２－３	処分又は登録の取消しに関する意見聴取	38
Ⅲ－３－２－４	警察庁長官等からの意見	39
Ⅲ－３－３	登録不更新等の取扱い	39
Ⅲ－３－４	事業報告書に係る留意点	40
Ⅲ－３－５	業務報告書の徴収	40
Ⅲ－３－６	非協会員に対する広告の写し等の徴収	40
Ⅲ－３－７	廃業等の取扱い	41
Ⅲ－３－８	債権譲渡届出書等の取扱い	41
Ⅲ－４	行政指導等を行う際の留意点等	42
Ⅲ－４－１	行政指導等を行う際の留意点等	42
Ⅲ－４－２	面談等を行う際の留意点	43
Ⅲ－４－３	連絡・相談手続	43
Ⅲ－５	行政処分を行う際の留意点	44
Ⅲ－５－１	行政処分の基準	44
Ⅲ－５－２	行政手続法等との関係等	45
Ⅲ－５－３	意見交換制度	46
Ⅲ－５－４	営業所等の所在の確知	46
Ⅲ－５－５	不利益処分の公表に関する考え方	46
Ⅲ－５－６	登録取消し処分に係る聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出があった場合等の連絡	47
Ⅲ－５－７	行政処分の連絡	47
Ⅲ－６	貸金業関係連絡会	49

## I. 基本的考え方

### I-1 貸金業者の監督に関する基本的考え方

#### I-1-1 貸金業の監督の目的

貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与しており、我が国の金融システムにおいて、預金という原資の性格上、リスクの高い融資には慎重に対処せざるをえない預金取扱金融機関の融資を補完する重要な役割を果たしている。

他方、貸金業の利用については、その対価として高い金利が求められ、返済可能性を十分に考慮しない安易な借入れが多重債務化につながりやすいとの指摘がある。また、貸金業者のビジネスモデルについても、適切な規制や監督を欠く場合には、このようなリスクを利用者に理解させ債務者の破綻を未然に防止する取組みが不十分なまま、過度な貸付けや債権回収が行われるおそれがあると指摘されている。

平成18年12月20日に公布された貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）は、このような指摘を踏まえ、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであり、当局としては、同法に基づき、貸金業者の登録制度、業務規制、自主規制団体である貸金業協会の認可等を的確に実施し、貸金業を利用する資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されるよう促し、もって国民経済の適切な運営に資することを監督の目的とする。

#### I-1-2 貸金業監督の基本的枠組み

貸金業の監督に当たっては、貸金業の実態と法に定められた監督の枠組みを十分に踏まえ、関係機関との連携を図る必要がある。

第一に、貸金業者の監督当局は、その営業所等の所在範囲によって国（財務局）または都道府県となる一方、資金需要者等はそのような区分にかかわらず全国に拡散し、複数業者を同時に利用することもありうることから、貸金業の効果的な監督のためには、資金需要者等から申し立てられた苦情を関連する監督当局に適切に回付する等、国（財務局）及び都道府県が連携して、監督情報の共有と集約に努める必要がある。

第二に、無登録業者による違法営業は、消費者に多大な被害を及ぼすおそれがあり、登録制度の根幹にも触れる犯罪行為であって、監督当局としても、その跋扈を看過することはできない。また、法の第一段施行段階では、財産的基礎要件の強化や貸金業務取扱主任者の試験制度が未だ実施されないため、悪質業者の登録排除が徹底されないおそれもある。このため、監督当局は、無登録業者はもとより、悪質登録業者についても、警察当局と適切に連携・協力して、徹底排除に努める必要がある。

第三に、法は、業務の健全性を担保するため、業務改善命令等の規定を導入し監督権限を強化するとともに、自主規制機関としての貸金業協会制度を設けた。貸金業者の監督に当たっては、貸金業者の法令等遵守態勢や経営管理態勢等を的確に把握し、自主規制機関である貸金業協会との連携及び役割分担の下で、その適切な業務運営の確保に努める必要がある。また、協会に加入していない貸金業者については、加入を促すとともに、報告命令や検査権限の活用によりその業務実態の把握に特段の注意をもって臨み、協会の自主規制規則に則った社内規則の

作成・変更命令をはじめとする監督上の措置を十分に活用して、業務の適正性の確保に努める必要がある。

### I-1-3 貸金業監督部局の基本的役割

登録貸金業者の監督に当たっては、検査部局の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが重要であり、実効性の高い監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、貸金業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、貸金業者に対して資金需要者等の保護策を始めとする各種法令等遵守の徹底を求めていくとともに、貸金業協会及び当該業者との意見交換等や利用者からの苦情等の受け付けを通じて貸金業者の業務の状況を適切に把握し、業務の適正な運営の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

特に、監督部局は、個別貸金業者の状況のみならず、貸金業者全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他の貸金業者との比較分析を通じて、当該貸金業者が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、当該貸金業者への還元及びヒアリングなどを通じて、適切に問題改善を促していくことが重要である。

### I-1-4 貸金業者の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、貸金業者の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

#### (1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い貸金業者の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査において活用されるよう、検査部局に還元すること。

#### (2) 貸金業者に係る情報の積極的な収集

貸金業者の監督に当たっては、資金需要者等からの苦情等を含め、貸金業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、貸金業者からの報告だけではなく、資金需要者等から寄せられる苦情にも注意を払い、さらに貸金業協会や貸金業者との日頃からの十分な意思疎通を通じて積極的に情報収集する必要がある。

#### (3) 貸金業者の自主的な努力の尊重

監督当局は、私企業である貸金業者の自己責任原則に則った経営判断について、法令等に

基づき検証し、問題が認められた場合は改善を促していく立場にある。貸金業者の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、貸金業者の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 貸金業協会との連携及び非協会員に対する厳正な監督

貸金業協会は、当局による認可と監督の下で、協会員に適用される自主規制ルールの制定と、その遵守を確保するための監査等を通じ、協会員の業務の適正性を確保することを責務としている。このため、協会員に対して効率的で実効性ある監督を行うためには、法に基づく監督責任は監督当局にあることに留意しつつ、貸金業協会との間で適切な役割分担と緊密な連携を図る必要がある。一方、非協会員である貸金業者については、当局が協会の自主規制ルール水準に則した適切な社内規則等の制定を命ずるとともに、協会による監査が機能しないことに留意して、オンサイト及びオフサイトのモニタリングをより強化して業務実態の把握に努め、その業務の厳正な監督に当たる必要がある。

(5) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び貸金業者の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、貸金業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上、真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性や方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

## I-2 監督指針策定の趣旨

我が国の貸金業は、その主たる顧客を消費者とするか事業者とするか、また、どの程度のリスクの資金需要者を主たる顧客とするか、さらにクレジットカードやリース等の兼業を行うか否か、他業者との提携において貸金業を営むか否か等に応じ、種々の業態に分かれて発展してきた。また、同一業態内においても、その規模の違いによって機械化、システム化の度合いや、コスト構造、資金調達状況等も大きく異なっている。しかし、こうした業態等の違いを超えて、貸金業者が適正なリスクマネーの供給者として我が国経済社会の健全な発展に寄与するためには、多様な資金需要に応える利便性向上を追求するのみならず、利用者の安心と信頼を確保する取り組みを強化することが不可欠である。

平成18年12月20日に公布された法は、貸金業規制法を抜本的に改正し、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであるが、金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を行い、貸金業者に上記の観点からの自助努力を促すという基本に変わりはない。

ただし、今般の法改正では、個々の行為規制が強化されたのみならず「業務の適切な運営を確保するための措置」（12条の2）が義務づけられ、業務改善命令権が規定されるなど、監督行政に当たっては、資金需要者等の利益の保護を図るために十分な態勢の確保を貸金業者に求めることとしている。また、今般の法改正は、総量規制及び上限金利引下げまでの間、段階的に施行されることとなっており、各段階において完全施行時の制度を見据えて、適正な監督を実施する必要がある。

このような状況の下、本監督指針は、公布後1年以内に実施される第2条施行において、貸金業者の監督行政はどのような視点に立つて行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備するとともに、特に、貸金業者の経営状況や法令等遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となるため、これらについて着眼点を加えることとした。なお、貸金業協会の策定する自主規制ルールについては、基本的には、非協会員にも同様の内容の業務規定の整備を求めることとなるが、貸金業者の業態や規模の多様性にかんがみ、必ずしも全ての項目において協会ルールと一致した内容とすることができない可能性もあることから、本監督指針では、監督当局が各分野について業務規程や内部管理態勢の整備を求める場合の留意点を記載することとした。

なお、本監督指針に記載されている監督上の評価項目については、貸金業者の業態等の多様性にかんがみれば、必ずしも、その全てが各々の貸金業者に適用しえない可能性もあり、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、貸金業者の業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

財務局は本監督指針に基づき管轄貸金業者の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）のうち、「3-2-10 出資法第5条第7項について」、「3-2-11 日賦貸金業者の監督」及び「3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関 二 信用情報関係」を除いた「3 貸金業関係」は廃止することとする。

## Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目

### Ⅱ－１ 経営管理等

貸金市場が健全な発展を実現していくためには、貸金業者の経営陣（代表者、取締役会のほか代表者等で構成される経営に関する事項を決定する組織等をいう。以下同じ。）が率先して法令等遵守態勢の整備等に努めるなど、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要である。

貸金業者の監督に当たっては、経営陣が健全な業務運営の実現に配慮し、指揮・監督機能を適切に発揮して、与えられた責務を全うしているか、法令遵守を重視する企業風土を醸成する責任を果たしているかといった観点等に留意するものとする。

なお、貸金業者の自主性を尊重するとともに、貸金業者に対しては專業規定がなく、業態や規模等が多岐にわたっていることに留意し、当該貸金業者の業務運営の実態を踏まえて対応する必要がある。

#### （１）主な着眼点

- ① 経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、法令等遵守や適正な業務運営を確保するため、内部管理部門及び内部監査部門の機能強化など、内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的な方針の策定及び徹底について、誠実かつ率先して取り組んでいるか。

（注）本監督指針でいう「内部管理部門」とは、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署等をいう。また、「内部監査部門」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等をいい、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。

- ② 経営陣は、利益相反が生じる可能性のある業務に係る内部牽制や営業店長の権限に応じた監視などについて、内部管理部門が顧客対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング・検証及び改善策の策定等を行う態勢を整備しているか。
- ③ 経営陣は、貸金業務に関する内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなど適切な措置を講じているか。
- ④ 内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。
- ⑤ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。
- ⑥ 貸金業者が内部監査に代え、又は内部監査に加え外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。

#### （２）監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の経営管理等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。



## Ⅱ－２ 業務の適切性

### Ⅱ－２－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等

貸金業者が貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、貸金業者に対する資金需要者等からの信頼を確立することとなり、ひいては貸金市場の健全性を確保する上で極めて重要である。

また、貸金業者は、適正な業務運営を確保する観点から、業務に関して適切な社内規則等を定め、不断の見直しを行うとともに、役員及び貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者（以下「役職員」という。）に対して社内教育を行うほか、その遵守状況を検証する必要がある。

なお、社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については貸金業協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる。

また、本監督指針の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合であっても、当該貸金業者の規模や特性などからみて、資金需要者等の利益の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

#### （１）主な着眼点

- ① コンプライアンスに係る基本的な方針、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定され、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか。特に、業績評価や人事考課等において収益目標（ノルマ）に偏重することなく、コンプライアンスを重視しているか。また、これらの方針等は役職員に対して周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに、日常の業務運営において実践されているか。
- ② 社内規則等は、貸金業協会の自主規制規則等に則った内容となっているか。
- ③ 法令及び社内規則等に則った適切な業務運営が行われているか、不適切な取り扱いについて速やかに改善しているか。
- ④ 貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢となっているか。また、貸金業務取扱主任者の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか（Ⅱ－２－２ 貸金業務取扱主任者を参照）。

#### （２）監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の法令等遵守態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。

### Ⅱ－２－２ 顧客情報の管理

資金需要者等に関する情報の適切な取扱いについては、貸金業法施行規則（平成 19 年内閣府

令 号。以下「施行規則」という。)第10条の2及び第10条の3、第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく措置が確保される必要がある。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

#### (1) 主な着眼点

- ① 資金需要者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱いに関する社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。特に、情報の当該貸金業者以外の者への伝達については、上記の法律、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ② 資金需要者等の情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、資金需要者等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。
- ③ 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。  
(安全管理について必要かつ適切な措置)
  - イ. 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置
  - ロ. 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置(役職員の監督について必要かつ適切な措置)
  - ハ. 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置
  - ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置
- ④ 個人である資金需要者等の人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。  
(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。
  - イ. 労働組合への加盟に関する情報
  - ロ. 民族に関する情報
  - ハ. 性生活に関する情報
- ⑤ 信用情報機関より提供を受けた個人情報について、返済能力の調査以外の目的で利用しないこと(注)を確保するための措置が講じられているか。  
(注) 途上与信を行うために取得した個人信用情報を勧誘に二次利用した場合や個人情報情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合であっても、返済能力の調査以外の目的での利用に該当することに留意する必要がある。
- ⑥ 資金需要者等の情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への連絡、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。

#### (2) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の顧客情報の管理の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することと

する。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。

（注）個人情報の取り扱いについては、必要に応じて別途、金融庁において、個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な措置をとる場合があることに留意すること。

## Ⅱ－2－3 外部委託

貸金業者が貸金業の業務を第三者に委託（以下「外部委託」という。）するに際しては、施行規則第 10 条の 5 の規定に基づく措置を構築し、外部委託に伴う様々なリスクを的確に管理し、業務の適切な運営を確保する必要がある。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

### （1）主な着眼点

- ① 委託先の選定基準や外部委託リスクが顕在化したときの対応などを記載した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- ③ 委託契約によっても当該貸金業者と資金需要者等との間の権利義務関係に変更がなく、資金需要者等に対しては、当該貸金業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。

（注）外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。

- ④ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、貸金業者は顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか。
- ⑤ 個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。
- ⑥ 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

### （2）監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等により、貸金業者の貸金業務の外部委託に係る内部管理態勢、貸金業者の外部委託先の業務運営態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められる場合には、貸金業者や外部委託先に対する深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告を求めることとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。

(注) ヒアリングは、委託者である貸金業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする。

(注) 外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である貸金業者の同席を求めるものとする。

## II-2-4 本人確認、疑わしい取引の届出

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号。以下「本人確認法」という。）に基づく本人確認及び、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組犯法」という。）に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

### (1) 主な着眼点

- ① 本人確認法に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。
  - イ. 社内規則等において、本人確認を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。
  - ロ. 本人確認を行うに当たって、生年月日や住所等の資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。資金需要者等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

また、資金需要者等から取得した本人確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。
  - ハ. 貸金業者が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、資金需要者等の本人確認について再確認が行われているか。
  - ニ. 資金需要者等の本人確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。
  - ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。
  - ヘ. 役職員に対して、本人確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。
  - ト. 本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。
- ② 組犯法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢が整備されているか。
  - イ. 社内規則等において、「疑わしい取引の届出」を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。
  - ロ. 「疑わしい取引の届出」に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した本人確認情報、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的

な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

ハ。「疑わしい取引」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。

ニ。「疑わしい取引」の判断に当たって、資金需要者等の属性等が考慮されているか。

ホ。役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。

ヘ。役職員に対して、「疑わしい取引の届出」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

ト。「疑わしい取引の届出」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。

- ③ 本人確認と「疑わしい取引の届出」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、本人確認の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「疑わしい取引の届出」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。

## (2) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された本人確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、顧客管理態勢に不備があるなど資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対し、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による）。

（注）本人確認の取り扱いについては、別途、本人確認法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。

## Ⅱ-2-5 苦情対応態勢

貸金業者が資金需要者等からの苦情又は問い合わせ等に迅速かつ適切に対応し、資金需要者等の理解を得ようとすることは、資金需要者等に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つである。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

### (1) 主な着眼点

① 経営陣は、資金需要者等からの苦情又は問い合わせ等（以下「苦情等」という。）が当該貸金業者の業務運営に係る問題提起であり、業務改善や顧客サービス向上のために有益な情報であることを認識するとともに、苦情等の取扱いに関する社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な対応を行うよう、社内研修等により周知徹底を図るなど、苦情対応について適切な措置を講じているか。

② 社内規則等において、苦情等申出に対し迅速かつ適切な処理・対応ができるよう、苦情

等に係る担当部署や処理手続が定められているか。また、苦情等の内容が資金需要者等の利益の保護上、重大な影響を与え得る事案と認められた場合、速やかに内部監査部門や経営陣に報告し、その他の事案についても定期的に処理内容等を内部監査部門や経営陣に報告するなど、情報共有が図られる態勢となっているか。

- ③ 申出のあった苦情等に関し、資金需要者等に対して十分に説明が行われているか。また、苦情等の対応状況について、内部管理部門等が適切にフォローアップを行っているか。
- ④ 苦情等の内容について、適切かつ正確に記録や保存がなされるとともに、記録の蓄積と分析を行うことによって、顧客対応態勢や事務処理態勢の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

## (2) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の苦情対応態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による）。

## II-2-6 不祥事件に対する監督上の対応

施行規則第 26 条の 25 第 4 号に規定する「役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為」（以下「不祥事件」という。）が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、不祥事件とは、貸金業の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する。

- ・貸金業の業務に関し、資金需要者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等
- ・貸金業の業務に関し、資金需要者等から告訴、告発され又は検挙された行為
- ・その他貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの

### (1) 主な着眼点

- ① 貸金業者において不祥事件が発覚し、当該貸金業者から第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、貸金業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。
  - イ. コンプライアンス規程等に則った内部管理部門への迅速な報告及び経営陣への報告
  - ロ. 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報
  - ハ. 独立した部署（内部監査部門等）での不祥事件の調査・解明の実施
- ② 不祥事件と貸金業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。
  - イ. 不祥事件の発覚後の対応は適切か
  - ロ. 不祥事件への経営陣の関与はないか、組織的な関与はないか
  - ハ. 不祥事件の内容が資金需要者等に与える影響はどうか

- ニ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか
- ホ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能は十分か、関係者の責任の追及は明確に行われているか
- ヘ. 資金需要者等に対する説明や問い合わせへの対応等は適切か

## (2) 監督手法・対応

不祥事件届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者の自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による)。

## Ⅱ-2-7 貸金業務取扱主任者

貸金業務取扱主任者(以下「主任者」という。)に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 主な着眼点

主任者に関し、果たすべき役割、その権限などを記載した社内規則等が整備されているか。例えば、資金需要者等から苦情の申出があった場合、申出内容を確認の上、当該苦情等に関係する使用人その他の従業者を指導するなど、主任者が適切に助言・指導を行うことができる態勢が整備されているか。

### (2) 留意事項

法第12条の3第8項に規定する2週間以内の届出については、施行規則第10条の8第2項の書面を貸金業者が受領した日を起算日とする。

### (3) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された主任者に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出や法第12条の3第9項に基づく貸金業務取扱主任者の解任の勧告を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による)。

## Ⅱ-2-8 禁止行為等

法第12条の6(禁止行為)に係る監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 主な着眼点

- ① 資金需要者等に虚偽を告げることや不確実な事項について断定的判断を提供することを禁止するなど、法第12条の6の禁止行為に関し規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 内部管理部門において、社内規則等に基づき、適正な業務が行われているか検証する態勢が整備されているか。

## (2) 留意事項

- ① 法第12条の6第1号に規定する「貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない」行為に該当するかどうかは、個々の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、次のような行為を行う場合には、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、同号から第3号に規定する「告げる」又は「告げない」行為とは必ずしも口頭によるものに限られない。
  - イ. 資金需要者等から契約の内容について問合せがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与えること
  - ロ. 資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げず、資金需要者等の適正な判断を妨げること
- ② 法第12条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するにあたり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。
  - イ. 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと
    - a. 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること
    - b. 白地手形及び白地小切手を徴求すること
    - c. 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること
    - d. 貸付け金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保を徴求すること
    - e. クレジットカードを担保として徴求すること
    - f. 資金需要者等に対し借入申込書等に年収等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること
  - ロ. 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること。なお、一切の金銭の支払とは、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わない。
  - ハ. 貸金業者が、架空名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振込みを行うよう要求すること。
- 二. 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。

## (3) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の業務に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸



金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。

## Ⅱ－2－9 勧誘及び契約締結時の説明態勢

勧誘及び契約締結時の説明態勢に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

### （1）主な着眼点

- ① 貸付契約の締結の勧誘に係る内容・方法や貸付契約の締結に係る説明責任等に関し、具体的かつ客観的な基準を定めた社内規則等を整備し、役職員が社内規則等に基づき適正な勧誘及び契約の締結を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

また、勧誘及び契約締結時の状況に係る記録の方法を定めるなど、事後検証が可能となる措置が講じられているか。

（注）この法律に規定する「勧誘」とは、電話や戸別訪問に限らず、電子メール、ダイレクトメールによるものを含む。

- ② 内部管理部門においては、勧誘又は契約時の状況に関する記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況等に即した勧誘など、適正な勧誘が履行されるための態勢が整備されているか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

イ. 貸付の契約を締結するに際して、契約内容を口頭で十分に説明することになっているか。また、口頭で十分な説明ができない場合は、例えば、ホームページへの掲載や顧客等からの電話による問合せ窓口の設置など契約内容の説明について代替的な措置が講じられているか。

ロ. 資金需要者等に対する勧誘状況及び過去の取引状況等について、例えば、顧客カード（勧誘者リスト等、勧誘を行う基となった資料を含む。）を整備し、特に、被勧誘者から貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けたいことを希望しない旨の意思を含む。）の表示の有無について、明確に記録されているか。

ハ. 保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を十分に理解しうるよう説明を尽くす（例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明（注）を行う）とともに、保証人となろうとする者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじめ保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約を締結することが可能な態勢となっているか。

（注）個別の契約内容に即し、相手方の理解力に応じた説明を行う必要があるが、例えば、以下の点について十分な説明を行う必要がある。

- ・ 保証人は、主たる債務者が債務を履行できない場合には、債務不履行額に遅延損害金を付した額（特約により主たる債務者が一部の債務不履行により残債務の一括返済を行わなければならない場合は当該金額）のうちその保証の範囲内の額を支払わなければならないおそれがあること
- ・ 保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差押えられるおそれがあること
- ・ 連帯保証人には、民法第 452 条に規定する催告の抗弁及び同法 453 条に規定する検索の抗弁が主張できないこと

二. 物的担保を徴求する場合、物的担保を提供する者が当該担保契約の内容を十分に理解しうよう説明を尽くす（例えば、物的担保権が行使されうる場合等、物上保証の法的効果とリスクについて説明を行う）など、物的担保契約の内容を十分理解した上で契約を締結することとなっているか。

- ③ 資金需要者等に勧誘を行った際、再勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合は、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について資金需要者等に確認し、適切に記録しているか。

なお、資金需要者等から、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について確認ができない場合には、勧誘を行った資金需要者等の属性や貸付商品の特性等に応じて再勧誘を希望しない期間等を個別に判断する必要があるが、一般的には、当該貸金業者が行う一切の勧誘について、少なくとも概ね3ヶ月間、再勧誘を希望しないと推定されるものと考えられる。

## (2) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の勧誘・説明態勢等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による）。

## Ⅱ-2-10 過剰貸付けの禁止

貸金業者は、過剰貸付けを防止するため、貸付けの契約を締結するに当たっては、資金需要者等の収入、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査する義務があり、調査の結果、返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

貸金業者においては、4条改正の完全施行時に適用される総量規制が円滑に導入できるよう、現時点から総量規制の施行を見据えた適切な対応が求められる。

貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 主な着眼点

- ① 貸付審査について、資金需要者等が日常生活に支障なく返済が可能となる範囲内で貸付が行われるとともに、総量規制が円滑に導入できるよう、以下の態勢が整備されているか。

イ. 資金需要者等の年収額や既往借入額等に基づき、例えば月々の返済額が他社借入返済額と合わせて月収の1/3以下とする等、債務者の返済負担が過剰とならない客観的かつ具体的な貸付基準を整備し、役職員に周知徹底しているか。

ロ. 極度方式基本契約による貸付けを行う貸金業者については、貸付限度額の管理（引き上げ、引き下げ等）に関する具体的な基準を整備しているか。

ハ. 保証人や物的担保を徴求する貸付け（既に売却を予定していることが客観的に明らかでない不動産担保貸付けを除く）について、主債務者の事業計画、返済計画及び金利等の貸付契約の条件等からみて、保証の履行や担保権実行の蓋然性が高い貸付契約を締結しないための貸付審査基準や保証人及び物的担保提供者の適格性審査について、明確な審査基準を整備し、役職員に周知徹底しているか。

ニ. 上記貸付基準等の妥当性について、定期的に検証し、必要に応じ見直しを行うことと

しているか。

② 返済能力調査について、総量規制が円滑に導入できるよう、以下の措置が講じられているか。

イ. 借入申込者の収入、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査・把握したうえで、調査結果を踏まえた適切な貸付審査が行われているか。また、返済能力の調査結果を記録することとしているか。

ロ. 借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を借入申込者自身に記入させること等により、資金需要者等の借入の意思を確認しているか。

ハ. 自社借入が50万円を超える場合（50万円超を極度額とする極度基本契約を締結する場合を含む。）又は他社借入を合わせ残高が150万円を超えることを確認した場合には、年収額を証明する書類を徴求するなど資金需要者等の収入額を検証する態勢が整備されているか。

ニ. 極度方式基本契約により貸付けを行う貸金業者については、信用情報機関への照会等により資金需要者等の債務状況を把握できる態勢が整備されているか。

ホ. 物的担保を徴求する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを調査し、その結果を記録することとしているか。

ヘ. 保証付の貸付け契約を締結する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるか否かを調査し、その結果を記録しているか。

また、保証人になろうとする者について、収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等の調査を行い、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の具体的な認識を確認し、その内容も合わせて記録することとしているか。

ト. 内部管理部門において、返済能力調査等が適正に行われたこと、返済能力調査の結果について改ざん等が行われていないこと、借入申込者に対し返済能力の虚偽申告の示唆が行われていないことについて事後検証を行うなど、返済能力調査の実効性が担保されているか。

## （2）監督手法

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された過剰貸付けに関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による）。

## Ⅱ-2-1 1 広告規制

広告規制に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

### （1）主な着眼点

① 不適切な広告の防止など、広告の取扱いに関する規定を記載した社内規則等を定め、担

当役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

- ② Ⅲ-3-6の規定により、貸金業協会に加入していない貸金業者（以下「非協会員」という。）から提出された広告に関する資料等については、貸金業協会の自主規制基準等を勘案した検証を行い、不適切な広告を確認した場合は、協会員との衡平性を確保しつつ、資金需要者等の利益の保護等の観点から速やかに適切な対応を行うものとする。

## （2）留意事項

- ① 法第15条第1項の「貸付けの条件について広告をする」とは、法第15条第1項第2号、第3号、施行規則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる事項（担保の内容が貸付けの種類名となっている場合にあっては、施行規則第11条第3項第1号口の「担保に関する事項」には当たらない。）又は貸付限度額、その他の貸付けの条件の具体的内容を1つでも表示した広告をするをいう。
- ② 法第15条第2項に規定する「広告」とは、個別の具体的内容に応じて判断する必要があるが、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般の人に知らせることをいい、例えば、次に掲げるものをいう。
- イ. テレビコマーシャル
  - ロ. 新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載
  - ハ. 看板、立て看板、はり紙、はり札等への表示
  - ニ. 広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示
  - ホ. チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布
  - ヘ. インターネット上の表示
- ③ 施行規則第12条第4項に規定する「多数の者に対して同様の内容で行う勧誘」とは、個別の具体的内容に応じて判断する必要があるが、特定の名あて人に対して、同様の内容のものを送付することをいい、例えば、次に掲げるものをいう。
- イ. ダイレクトメール、チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の送付
  - ロ. 電子メールの送信
- ④ 法第16条第2項第3号に規定する「借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明」に該当するかどうかは、個別具体的な事実関係に即して判断する必要があるが、例えば、次のような表示がある場合には、これに該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。
- イ. 貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現
  - ロ. 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現
  - ハ. 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現

## （3）監督手法

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された広告等に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止

命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による)。

## Ⅱ-2-12 書面の交付義務

書面交付義務に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 主な着眼点

- ① 資金需要者等に対する書面交付に関して記載した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 内部管理部門において、社内規則等に基づき、適正な書面の交付が行われているか検証する態勢が整備されているか。
- ③ 書面の記載内容は、資金需要者等にとって明確でわかりやすい内容となっているか、また、記載内容について、必要に応じ見直す態勢が整備されているか。  
極度方式基本契約に基づく個々の貸付けに係る法第17条書面の各記載事項については、契約書と同一文言での記載は要しないが、必要な事項が明確かつわかり易く記載されているか。
- ④ 一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面の交付に際しては、当該書面が交付される旨及び個別書面の記載事項が簡素化される旨を示したうえで、あらかじめ書面又は電磁的方法により承諾を得ているか。なお、債務者等から電磁的方法により承諾を受けた場合には、当該承諾を行った債務者等に対し、承諾を受けた旨を書面又はその他適切な方法により通知しているか。  
また、債務者等から、当該書面での交付の承諾を撤回したい旨の意思表示があった場合、当該書面以外の方法による書面交付の適用開始の時期等について、適切な説明が行われているか。
- ⑤ 書面の交付に代えて電磁的方法により提供する場合又は一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面を交付することについて承諾若しくは撤回の意思表示を受ける場合には、債務者等の承諾等があったことを記録しているか。

### (2) 監督手法

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された書面交付に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による)。

## Ⅱ-2-13 帳簿の備付け等

帳簿の備付け等に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 主な着眼点

- ① 帳簿の作成及び備付け等について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 債務者以外の者（保証人を含む。）から返済金を受領した場合、当該返済者と債務者との関係や当該返済者が返済するに至った経緯等について、交渉経過の記録等に正確に記載され、担当者以外の第三者がその内容を容易に把握できる態勢が整備されているか。
- ③ 内部管理部門においては、交渉経過の記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、正確な帳簿の作成及び保存が履行されるための態勢が整備されているか。

（注）施行規則第16条第1項第7号に規定する「交渉の経過の記録」とは、債権の回収に関する記録、貸付けの契約（保証契約を含む。）の条件の変更（当該条件の変更に至らなかったものを除く。）に関する記録等、貸付けの契約の締結以降における貸付けの契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録であり、当該記載事項は以下の事項とする。

- イ. 交渉の相手方（債務者、保証人等の別）
- ロ. 交渉日時、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別）
- ハ. 交渉担当者（同席者等を含む。）
- ニ. 交渉内容（催告書等の書面の内容を含む。）

### (2) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された帳簿の備付け等に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を发出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の发出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による）。

## Ⅱ-2-14 帳簿の閲覧、謄写

帳簿の閲覧又は謄写に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 主な着眼点

- ① 債務者等又は債務者であった者等（以下「帳簿の閲覧等の請求者」という。）から帳簿の閲覧又は謄写を求められた際の対応について、帳簿の閲覧等の請求者が本人又は正当な委任を受けた代理人等であるか確認したうえで、過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じるよう社内規則等を定めているか。  
なお、本人確認及び閲覧又は謄写の方法に関し、正当な理由なく過度な負担を課す場合は、帳簿の閲覧又は謄写の拒否に該当するおそれがあることに留意する必要がある。
- ② 帳簿の閲覧又は謄写に必要な物的設備を確保し、閲覧又は謄写の方法等が帳簿の閲覧等の請求者にわかるようになっているか。また、帳簿の閲覧等の請求者から帳簿の閲覧又は謄写に関する問合せ等があった場合、迅速かつ適切に対応できる態勢となっているか。
- ③ 無人契約機やインターネットなど、対面以外の方法で契約の締結等を行う貸金業者については、帳簿の閲覧等の請求者が遠隔地に居住するなど来店が困難である場合に際して、

帳簿の複写請求や複写物の郵送請求に配慮しているか。

帳簿の複写や複写物の郵送に係る実費を徴収する場合、当該金額は適正かつ適切な金額となっているか。また、帳簿の閲覧又は謄写の請求者から当該実費の内容について説明を求められた場合、その内容を説明する態勢が整備されているか。

- ④ 内部管理部門において、社内規則等に基づき、帳簿の閲覧等の請求者に対し適切な帳簿の閲覧又は謄写が行われているか検証する態勢が整備されているか。

## (2) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された帳簿の閲覧、謄写に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による)。

## Ⅱ-2-15 取立行為規制

取立行為に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 主な着眼点

- ① 債務者等に対する取立て・督促については、客観的な基準及び手順等を記載した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 内部管理部門においては、交渉経過の記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、取立て・督促の実態を把握し、検証を行うことができる態勢が整備されているか。

### (2) 留意事項

- ① 法第 21 条第 1 項各号の規定は、「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」の例示であり、個々の取立て行為が同項に該当するかどうかは、個別の事実関係に即して判断する必要がある。当該規定に定める事例のほか、例えば、次のような事例は、「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当するおそれ大きい。
- イ. 反復継続して、電話をかけ、電報を送達し、電子メール若しくはファクシミリ装置を用いて送信し又は債務者、保証人等の居宅を訪問すること
- ロ. 保険金による債務の弁済を強要又は示唆すること
- ② 法第 21 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 9 号に規定する「正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高い。
- イ. 法第 21 条第 1 項第 1 号
- a. 債務者等の自発的な承諾がある場合
- b. 債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合
- ロ. 法第 21 条第 1 項第 3 号
- a. 債務者等の自発的な承諾がある場合

- b. 債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合
- c. 債務者等の連絡先が不明な場合に、債務者等の連絡先を確認することを目的として債務者等以外の者に電話連絡をする場合。なお、この場合においても、債務者等以外の者から電話連絡をしないよう求められたにも関わらず、更に電話連絡をすることは「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当するおそれ大きい。

#### ハ. 法第 21 条第 1 項第 9 号

- a. 弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士若しくは司法書士法人（以下「弁護士等」という。）からの承諾がある場合
  - b. 弁護士等又は債務者等から弁護士等に対する委任が終了した旨の通知があった場合
- ③ 法第 21 条第 1 項第 2 号に規定する「その申出が社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高い。
- イ. 債務者等からの弁済や連絡についての具体的な期日の申し出がない場合
  - ロ. 直近において債務者等から弁済や連絡に関する申し出が履行されていない場合
  - ハ. 通常の返済約定を著しく逸脱した申出がなされた場合
  - ニ. 申出に係る返済猶予期間中に債務者等が申出内容に反して他社への弁済行為等を行った場合
  - ホ. 申出に係る返済猶予期間中に債務者等に支払停止、破産開始等の申立、所在不明により、債務者等から弁済を受けることが困難であることが確実となった場合
- ④ 法第 21 条第 1 項第 5 号は、債務者等に心理的圧迫を加えることにより弁済を強要することを禁止する趣旨であり、債務者等から家族に知られないように要請を受けている場合以外においては、債務者等の自宅に電話をかけ家族がこれを受けた場合に貸金業者であることを名乗り、郵送物の送付にあたり差出人として貸金業者であることを示したとしても、直ちに該当するものではないことに留意することとする。
- ⑤ 法第 21 条第 1 項第 6 号に規定する「その他これに類する方法」とは、クレジットカードの使用により弁済することを要求すること等が該当すると考えられる。
- ⑥ 法第 21 条第 1 項第 9 号に規定する「司法書士若しくは司法書士法人」に委託した場合は、司法書士法第 3 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する業務（簡裁訴訟代理関係業務）に関する権限を同法第 3 条第 2 項に規定する司法書士に委任した場合をいう。
- ⑦ 法第 21 条第 2 項に規定する支払を催告するための書面又はこれに代わる電磁的記録については、次によるものとする。
- イ. 法第 21 条第 2 項第 1 号に規定する「住所」及び「電話番号」については、それぞれ、当該債権を管理する部門又は営業所等に係るものを記載すること。
  - ロ. 法第 21 条第 2 項第 2 号に規定する「当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名」については、当該債権を管理する部門又は営業所等において、当該債権を管理する者の氏名を記載すること。

### (3) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された取立て行為に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止



命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による)。

## Ⅱ－２－１６ 債権譲渡

貸金業者の貸付債権の譲渡については、法の規定を遵守するほか、民法や債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)等の規定に留意し、適切に対応する必要があり、債権譲渡先の選定に当たっては、資金需要者等の利益の保護に関して、特段の注意を払う必要がある。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

### (1) 主な着眼点

- ① 債権譲渡を行うに当たって、債権譲渡先の選定基準及び選定方法、譲渡対象債権の選定基準、債権譲渡に関する手続きや債権譲渡の際の顧客情報の取扱いについて、規定した社内規則等を定め、担当する役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 債権譲渡先及び譲渡対象債権の選定に当たって、弁護士法(昭和24年法律第205号)や法第24条第3項(暴力団員等への譲渡の禁止)等の規定に抵触しないか確認を行っているか。
- ③ 債権譲受人との債権譲渡契約において、債務者等からの問い合わせや取引履歴の開示請求など、債権譲渡に係る債務者等への対応について債権譲受人との責任分担が明確となっているか。また、債権譲受人が債務者等に対し法第24条第2項に基づく債権譲渡通知を遅滞なく送付することや法令を遵守した債権管理及び回収を行うこと等、債務者等の保護の確保に努めるための規定が置かれているか。

### (2) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された債権譲渡に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による)。

## Ⅱ－３ 業務の透明性の確保

貸金業者の業務方法の変更や不祥事件の発生等については、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性がある。貸金業者は、資金需要者等の視点に立った正確かつ公正な情報を資金需要者等に迅速に伝達する必要があり、貸金業者が業務の透明性を確保し、説明責任を果たすことは、ひいては貸金業者の信頼性が高まることとなる。

このような観点から、貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 主な着眼点

- ① 業務方法の変更(営業所等の閉鎖の決定や債務者等からの返済資金の受入方法の変更等)や不祥事件の発生等において、資金需要者等の利益の保護に影響をもたらすと判断した場合の情報開示の方法等を規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ② 資金需要者等の利益の保護に影響をもたらす情報が迅速かつ適切に公表されているか。また、公表する情報は、資金需要者等に必要な情報がわかりやすく表示され、また、資金需要者等からの問合せに対し十分な説明がなされるなど、適切に対応するための態勢が整備されているか。

### (2) 監督手法・対応

情報開示については、法令等で規定されているほかは、貸金業者が自己責任原則に則り、経営判断に基づき行うものであり、上記着眼点の対応がなされていない場合においても、直ちに監督上の措置を講ずることはない。

しかしながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、資金需要者等に不利益をもたらす可能性がある情報について、故意に情報開示を行っていない場合等については、業務の適切性の観点から検証することとする。

### Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点

#### Ⅲ－１ 一般的な事務処理等

##### Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務

###### (1) 貸金業者に対するヒアリング

財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）貸金業監督担当課は、検査の指摘事項に対する改善報告などの各種報告や貸金業者に対する苦情等の状況等から、資金需要者等の利益の保護や貸金業者の業務の健全かつ適切な運営の確保のため必要と認められる場合は、貸金業者に対して、法令等遵守状況等に関する深度あるヒアリングを行うものとする。また、必要に応じ、財務局幹部による経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。

なお、ヒアリング及び問題の検証に当たっては、当該問題がどのような背景や土壌から発生し、どのようなリスクを孕んでいるかなど、問題の本質を探究するとともに、貸金業者の自覚と自主的な改善につながるよう有意義な監督事務の履行に十分配慮するものとする。

###### (2) オフサイト・モニタリング

財務局担当課は、必要に応じ、監督局金融会社室と連携をとりながら、以下の事項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。

- ① 経営管理（ガバナンス）の基本方針等
- ② 内部管理の状況
- ③ 法令等遵守の状況
- ④ 業務運営の状況
- ⑤ 内部監査の状況

###### (3) 苦情対応等

貸金業者に関する苦情等（違法又は不適切な行為に係る「苦情」、債務整理等に係る「相談」、登録の有無に係る「照会」、制度改正意見などの「要望」を含む。以下Ⅲにおいて同じ。）の対応については、資金需要者等の利益の保護の観点に立って対応するとともに、監督当局として、苦情等が貸金業者の法令等遵守状況、業務運営の適切性、内部管理態勢の有効性等を判断する重要な情報であるとの視点をもって対応する必要がある。

なお、苦情等の申出人への対応においては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場がないことを明確に説明するとともに、必要に応じ、貸金業協会、弁護士会又は警察等当該苦情等の内容から判断して適切と思われる機関を紹介するものとする。

###### ① 金融庁から回付される苦情等への対応

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた苦情等など、監督局金融会社室から回付された苦情等については、財務局が直接受理した苦情等と同様に扱うものとし、内容を分析したうえで情報として集約するとともに、必要に応じて、以下に定める規定に従って必要な措置を取るものとする。

###### ② 苦情対応等

イ. 苦情等の申出があったときは、苦情等の申出人から事情を聴取し、貸金業者（無登録業者を含む。）の違法又は不適切な行為に係る苦情等と認められた場合は、別紙様式1による「貸金業関係苦情受付対応状況票」に所要の事項を記録するものとする。

ロ. 苦情等の対応に当たっては、法に基づく権限の範囲内において申出人に必要な助言を行うとともに、必要があると認めるときは、申出人の了解を得たうえで、当該貸金業者

に対し、その内容を連絡するものとする。

ハ. 他の財務局の登録業者に関する苦情等の申出を受けた財務局は、申出人名や具体的な申出内容の聴取に努めるとともに、申出内容に応じ、当該貸金業者の登録をした財務局に対し、把握した苦情内容等必要事項を連絡するなど、相互に連携を図るものとする。

ただし、貸金業者から譲り受けた債権の取立てに係る苦情等の申出を受けた場合の連絡先は、以下のとおりとする。

- a. 当該譲受人が登録貸金業者の場合 当該貸金業者の登録をした財務局又は都道府県
- b. 当該譲受人が上記 a. 以外の場合 当該譲受人に対する監督権限を有する都道府県

なお、当該申出に係る債権の譲受人が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社であるときは、別途、監督局金融会社室を経由して、法務省に情報提供するものとする。

ニ. 無登録営業に係る苦情等を含め、犯罪の疑いのある旨の情報を入手した際は、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、原則として情報入手先の同意を得た上で、当該情報を捜査当局に提供するなど、捜査当局との連携に努めるものとする。

ホ. 貸金業協会から提供された無登録営業等に係る情報については、情報の内容に応じ、貸金業協会と密接な連携の下、適切な対応を行うものとする。

ヘ. 苦情等の対応結果については、別紙様式 2 により、「貸金業関係苦情等対応総括表」を毎月作成するとともに、当該総括表を財務局分及び都道府県分に取りまとめのうえ、毎四半期の翌月末日までに、監督局金融会社室あて報告するものとする。

### ③ 無登録業者への対応

上記②ニ. における捜査当局との連携にあたり、無登録業者に関する情報を把握した場合は、以下の対応を行うこととする。

イ. 財務局登録番号詐称業者への対応

- a. 苦情等において、財務局登録番号を詐称する業者に関する情報を把握した場合は、自局の登録番号を詐称する業者に対しては、直接、電話又は文書等により、実態把握に努めるとともに警告を行う。
- b. 他局の登録番号を詐称する業者に関する情報を把握した場合、情報を把握した財務局は、当該詐称に係る財務局に情報提供を行うこととし、情報提供を受けた財務局は、電話又は文書等により、実態把握に努めるとともに警告を行う。
- c. 財務局を特定できない詐称業者に関する情報を把握した場合、当該情報を把握した局は、注意喚起のために必要な措置を行う。

ロ. 上記イ. のほか、特に、無登録業者による違法な貸付けや取立ての被害を内容とする苦情等の申出を受けた場合は、財務局登録番号詐称の有無にかかわらず、早急に以下の措置をとることとする。

- a. 当該業者に対し、電話又は別紙様式 3 による文書照会等により、具体的な業務内容等の実態把握に努める。
- b. 上記 a. により電話等で調査した結果、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると判断される場合には、電話又は別紙様式 4 の文書等により警告を行う。  
なお、上記 a. による照会に対する回答がなく、かつ、引き続き同種の苦情等を受けるなど、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると認められる場合も同様の取扱いとする。
- c. 上記 a. 及び b. の措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模、被害の状況、当局が調査に至った端緒、当局が無登録で貸金業

を営んでいる事実を確認した方法等について、速やかに監督局金融会社室あて報告する。

### Ⅲ－１－２ 貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督

貸金業協会に加入していない貸金業者に対する監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 非協会の社内規則等については、「Ⅱ．貸金業者の監督に当たっての評価項目」の各項目の主な着眼点に加え、協会の自主規制規則の水準に則った適切な社内規則等の作成・変更を命じることとする。なお、自主規制規則の水準に満たない内容等の社内規則等に係る承認申請があった場合、その理由等について法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき報告を求め、当該非協会の規模や特性を踏まえ、資金需要者等の利益の保護の観点から問題がないかどうか検証することとする。
- (2) 非協会員については、貸金業協会による調査・監査が機能しないことに留意し、オンサイト及びオフサイトのモニタリングをより強化して業務実態の把握に努め、協会員との衡平性を確保した厳正な監督にあたるものとする。
- (3) 非協会員について、資金需要者等の利益の保護の観点から問題が認められた場合、貸金業協会による改善指導が機能しないことに留意し、行政処分の内容を検討するものとする。
- (4) 非協会員の広告については、Ⅱ－２－１ 1 (1) ②により取り扱うものとする。

### Ⅲ－１－３ 業務提携を行う貸金業者等に対する効果的な監督のための当局間の連携

貸金業者間で、あるいは貸金業者と貸金業者でない者との間で債権譲渡や保証等を通じ業務提携が行われている場合には、資金需要者等の利益の保護に問題が生じても、いずれかの業者のみを対象とする報告徴収では、問題点を正確に把握できず、適切に対処しえないおそれがある。このため、必要な場合には、業務提携先の貸金業者を監督する他の財務局や都道府県にも協力を求め、積極的に監督情報の共有や監督方法についての意見交換等を行うこととする。

特に、貸金業者が人的、資本的に密接な関係にある貸金業者との間で実質的に分業体制を構築しているような場合には、あらかじめ当該貸金業グループに係る監督情報の共有を行うなど、緊密な連携を図るための態勢を確保することとする。

### Ⅲ－１－４ 監督部局間の連携

#### (1) 金融庁と財務局における連携

金融庁と財務局との間では、財務局登録の貸金業者を監督する上で必要と認められる情報について、適切に情報交換等を行い、問題意識の共有を図る必要がある。そのため、Ⅲ－１－７に掲げる内部委任事務に係る調整等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する貸金業者について、公表されていない問題等を把握したときは、適宜、監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。

#### (2) 管轄財務局長との連絡調整

① 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域に貸金業者の営業所又は事務所が所在する場合、法第 24 条の 6 の 2 に規定する届出書（施行規則第 26 条の 25 第 1 項第 3 号及び 4 号を除く。）の写しを当該営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。

- ② 管轄する貸金業者に対して法第 24 条の 6 の 7 に基づく処分を行った場合は、速やかに、当該貸金業者の営業所等の所在地を管轄する他の財務局長にその処分内容を連絡するものとする。

### Ⅲ－１－５ 検査部局との連携

監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイト及びオフサイト双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、実効性の高い監督を実現する観点から、以下に留意するものとする。

#### (1) オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題点の検査部局への還元

監督部局がオフサイト・モニタリング等を通じて把握した貸金業者の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。

具体的には、監督部局は検査部局に対し、以下の点について説明を行うものとする。

- ① 前回検査以降の貸金業者の主な動き  
(社内規則等の変更、業務方法の変更、他社との提携、経営陣の交代、報道等)
  - ② 不祥事件届出
  - ③ 当該貸金業者に係る苦情及び対応
  - ④ モニタリング分析結果
  - ⑤ 監督上の措置（報告徴収、行政処分等）の発動、改善策及びフォローアップの状況
  - ⑥ 各種ヒアリングの結果
  - ⑦ 監督部局として検査で重視すべきと考える点
  - ⑧ その他
- (2) 検査を通じて把握した問題点に係る監督上の対応
- 検査部局が実施した貸金業者に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させ、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、Ⅲ－５に基づき行政処分等の措置を検討することとする。

#### (3) 検査・監督連携会議の開催

- ① 監督部局と検査部局との間の適切な連携を図るため、検査・監督連携会議を開催する。  
本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催するほか、必要に応じて適宜開催することとする。
- ② 本会議においては、新事務年度の貸金業者に対する検査・監督上の重要項目などの課題について、意見交換等を行うこととする。

### Ⅲ－１－６ 貸金業協会との連携等

貸金業協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資するため、自主規制規則等の制定、協会員に対する法令遵守状況等の調査・指導、資金需要者等からの苦情解決など、重要な役割を担っている。

貸金業者の監督に当たっては、貸金業協会と適切な連携を図る必要があることから、以下に留意するものとする。

- (1) 協会員である貸金業者に対して、効率的かつ実効性のある監督を行う観点から、貸金業協会が実施した協会員に対する調査、監査及び改善指導等について、定期的にヒアリングを行う。

- (2) 必ずしも法令違反とはいえない軽微な事項のうち、貸金業協会が改善指導等を行う方が適当かつ効果的であると認められるものについては、貸金業協会と密接な連携のもと、当局の監督権に留意しつつ、貸金業協会による改善指導等を要請し、監査上の留意事項とするよう依頼することができる。
- (3) 貸金業協会が受け付けた苦情等及び苦情等処理状況並びに苦情等の動向等について、貸金業協会から定期的にヒアリング及び意見交換を行う。
- (4) 非協会員を含めた貸金業者に対し、適切かつ効率的な監督を行う観点から、自主規制規則の制定、変更及び運用状況について、貸金業協会と密接に連携を図る。

### Ⅲ－１－７ 内部委任

#### (1) 金融庁長官との調整

財務局長は、貸金業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、以下に掲げる事項（その他の事項についても必要に応じ金融庁長官と調整することを妨げない）については、あらかじめ金融庁長官と調整するものとする。なお、調整の際は、財務局における検討の内容（Ⅲ－５－１（３）の検討内容を含む）及び処理意見を付するものとする。

- ① 法第 24 条の 6 の 3 の規定による業務改善命令
- ② 法第 24 条の 6 の 4 第 1 項の規定による登録の取消し又は業務の停止
- ③ 法第 24 条の 6 の 4 第 2 項の規定による役員解任命令
- ④ 法第 24 条の 6 の 5 の規定による登録の取消し
- ⑤ 法第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 2 号の規定による登録の取消し

#### (2) 財務事務所長等への再委任

財務局長は、貸金業法施行令（平成 19 年政令第 号）第 6 条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び貸金業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（以下「財務事務所長等」という。）に再委任することができる。

- ① 法第 4 条第 1 項に規定する登録申請書の受理に関する事務
- ② 法第 24 条の 6 の 11 第 3 項及び法第 24 条の 6 の 11 第 4 項の規定による承認申請書の受理に関する事務
- ③ 法第 8 条第 1 項、法第 10 条第 1 項、法第 24 条の 6 の 2 による届出の受理に関する事務
- ④ 法第 24 条の 6 の 9 及び法第 24 条の 6 の 10 の規定により提出される書類の受理に関する事務

## Ⅲ－２ 法令解釈等外部からの照会への対応

### Ⅲ－２－１ 法令照会

#### (１) 照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は、貸金業法等金融庁が所管する法令に関するものとする。  
なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

#### (２) 照会に対する回答方法

- ① 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。
- ② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式５)を作成し、金融庁担当課室と電子メール、FAX等により協議するものとする(送り状は財務局担当課長から金融庁担当課室総括課長補佐宛とする。)
- ③ 金融庁で照会を受けた課室の長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体(注)から受けた、次のイ.及びロ.の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

(注)事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。)をいう。

#### イ. 本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- a. 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること(法令適用事前確認手続(以下、「ノーアクションレター制度」という。))の利用が可能でないこと
- b. 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- c. 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者(照会者が団体である場合はその団体の構成事業者)に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- d. 過去に公表された事務ガイドライン、監督指針等を踏まえれば明らかになっているものでないこと

#### ロ. 照会書面(電子的方法を含む)

本手続の利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記イ.に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- a. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- b. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- c. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

#### ハ. 照会窓口



照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課又は照会者を所管する財務局担当課とする。財務局担当課が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室にFAX又は電子メールにより照会書面を送付することとする。

## 二. 回答

- a. 金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2ヶ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2ヶ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。
- b. 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」
- c. 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課室は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

## ホ. 公表

上記二. の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

- ④ ③に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」（別紙様式6）を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室又は財務局担当課の企画担当係に保存するものとする。
- ⑤ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅲ-2-2に照らし、ノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

## Ⅲ-2-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

### （1）照会窓口

照会窓口は、金融庁監督局総務課とする。

なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

財務局所管の貸金業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁監督局総務課に対し、照会書面を原則として速やかにファックス等により送付する。

（注）財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

## (2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を回付された後は、担当課室において、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

### ① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものか。

- ・その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか。
- ・その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか。
- ・その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか。

### ② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

### ③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

- イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること
- ロ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること
- ハ. 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること
- ニ. 上記ロ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること

### ④ 回答

照会書面を回付された課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

- イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則60日以内
- ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30日を超える合理的な期間内
- ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則60日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

### ⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから30日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書面に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であつて、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した

場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に該当し得る情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

### Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続

#### Ⅲ－３－１ 登録の申請、届出書等の受理

貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

##### (1) 登録申請書、届出書の受理

- ① 登録申請書並びに変更の届出書及び廃業等の届出書等の提出は、貸金業協会会員においては、主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地をその区域に含む貸金業協会支部（以下「協会支部」という。）を通して提出する。なお、非協会員（貸金業協会に加入しようとする者を含む。）が協会支部を通じて提出することを妨げない。

また、施行規則第32条第1項に規定する「登録に関する申請がその事務所に到達」した日とは、財務局長が当該申請書を受理した日とする。なお、貸金業協会を経由せずに、直接、財務局に登録申請書等の提出があった場合は、書式、記載事項及び添付書類等を慎重に点検し、明らかに不備がある場合は受理してはならない。

- ② 登録申請書及び変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。

イ. 資金需要者等に公的機関又は金融機関のごとき誤解を与え、取引の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用していないこと

ロ. 2以上の商号又は名称を使用して、2以上の登録の申請をしていないこと

ハ. 復代理店及び代理店の支店等の設置をしていないこと

ニ. 代理店契約の内容について、次に掲げる事項を記載していること

- a. 貸金業法等を遵守する旨の文言
- b. 代理業務の範囲に関する事項
- c. 代理店手数料の決定及び支払に関する事項
- d. 代理業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項
- e. 営業用の施設及び設備の設置主体等

- ③ 法第4条第2項第4号に規定する「営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し」については、次によるものとする。

イ. 営業所等（自動契約受付機及び現金自動設備を除く。）に係る登記事項証明書（登記事項証明書の徴収が困難な場合はそれに代わる書面）、地図及び見取図。

ロ. 非協会員については、上記イ. に加え、営業所等の写真及び営業所等を賃借する場合にあっては、所有者からの使用承諾書又は賃貸借契約書等（貸金業の営業所等として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの）

ハ. 協会員については、登録申請者が設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備（営業所等（現金自動設備を除く。）の同一敷地内（隣接地を含む。）以外に設置されるものをいう。以下同じ。）については、施行規則別紙様式第1号「9 営業所等の名称及び所在地」（第4面）をもって所在地を証する書面とすることができる。

- ④ 法人であって、施行規則第4条第3項第9号に規定するものを有しない者に対する同項第8号に規定する「貸借対照表又はこれに代わる書面」の内容の確認又は個人に対する同項第10号に規定する「財産に関する調書」（以下「財産調書」という。）の内容の確認に当たっては、必要に応じ、例えば、以下のような書面によるものとする。

イ. 預金が計上されている場合にあつては、取引先の金融機関が発行する残高証明書

ロ. 有価証券が計上されている場合にあつては、取引先の証券会社が発行する取引残高報

## 告書

ハ. 土地又は建物が計上されている場合にあつては、市区町村が発行する固定資産評価証明書又は不動産鑑定士が作成した鑑定評価書の写し

ニ. 法人にあつては、法人税の確定申告書及び確定申告書に添付した貸借対照表の写し

ホ. 個人で青色申告している場合にあつては、所得税の確定申告書（所得税青色申告決算書及び収支内訳書を含む。）の写し

- ⑤ 施行規則別紙様式第4号（記載上の注意）5の「算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額」とは、土地及び建物の取得価額、固定資産評価証明書に記載された価額又は鑑定評価書に記載された価額とする。

## （2）登録の申請の審査

- ① 適切な業務の運営に疑念がある場所を営業所等として記載することや、他人に成りすます又は他人の名義を借りて貸金業登録を行うなど、登録行政庁を欺き貸金業の登録を受けることは、虚偽記載又は不正な手段による登録となるため、特に、新規の登録申請又は過去に貸出実績のない者からの登録の更新申請に当たり、登録申請者（法人の役員を含む。）や重要な使用人を財務局に招聘してヒアリングを行い又は営業所等の現地調査を行うなど、不適切な登録申請を排除するよう努めるものとする。
- ② 法第6条第1項第11号の「暴力団員等がその事業活動を支配する者」は、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている法人のほか、例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものが含まれ、具体的には、次の事由を有する者がこれに該当すると考えられる。
- イ. 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、登録申請者（法人の役員を含む。）又は重要な使用人であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること
- ロ. 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること
- ③ 申請者が個人である場合、法第6条第1項第14号の財産的基礎の審査に当たっては、前年度の課税・所得証明等を確認することにより、一時的に資金等を取得することで登録を受けようとする者を排除するよう努めるものとする。
- ④ 法第6条第1項第15号に規定する「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。
- イ. 申請者の社内規則等は貸金業協会の自主規制規則と同等の社内規則となっているか
- ロ. 社内規則及び監督指針Ⅱ-1（経営管理等）並びにⅡ-2（業務の適切性）に掲げた主な着眼事項について、当該貸金業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか
- 特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互牽制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備され

ているか

ハ. 営業所等に個人情報の保管のための適切な設備、資金需要者等からの苦情対応及び帳簿の閲覧のための場所等が確保されるなど、当該貸金業者の規模・特性等に応じて、貸金業の適正な業務運営を行うための必要かつ十分な設備が整っているか

ニ. 申請者が法人（人格のない社団又は財団を含む。）の場合、法人の定款又は寄付行為等に法人の目的として貸金業を営むことが含まれているか

⑤ 申請者がパチンコその他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を兼業している場合は、以下の適切な措置が講じられているか。

イ. 兼業する業務を営む当該営業所の同一敷地内に貸金業の店舗、自動契約受付機又は現金自動設備を設置していないこと

ロ. 兼業する業務を営む当該営業所の利用者を対象とした貸付の勧誘又は広告を行わないこと

⑥ 登録申請時において貸金業協会に加入する予定がない者に対しては、法第 24 条の 6 の 11 の規定に関し、以下の事項を通知して周知するとともに適切な対応を求めることとする。

イ. 貸金業協会の定款、業務規定その他の規則を考慮した社内規則等が整備されている必要があること

ロ. 貸金業協会の業務規定等の変更があった場合、財務局長から社内規則等の作成又は変更を命ぜられること

ハ. 社内規則等の作成又は変更を命ぜられた場合には、30 日以内に当該社内規則等の作成又は変更を行い、財務局長の承認を受ける必要があること

ニ. 社内規則等の変更又は廃止をしようとする場合、財務局長の承認を受ける必要があること

ホ. 貸金業協会による調査、監査及び改善指導等が機能しないことを考慮し、当局が直接、業務の実態把握や指導等を行う場合があること

### （3）登録の申請の処理

① 施行規則第 4 条の 2 第 2 項の規定による登録済通知書については、次により取り扱うものとする。

イ. 登録済通知書の交付は、原則として、貸金業協会に加入しようとする者及び協会員においては、営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通して行うこと。なお、非協会員について、協会支部を通して行うことを妨げない。

ロ. 登録番号は、財務局長ごとに決裁を終了した順で 00001 号から一連番号とすること

ハ. 登録番号の（ ）書きには、登録の回数を記入すること。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）附則第 9 項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、（ ）内に「N」の文字及びその次に登録回数を記入すること

ニ. 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないこと

② 施行規則第 4 条の 3 第 1 項の規定による登録拒否通知書については、拒否の理由に該当する法第 6 条第 1 項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書等の重要な事項の虚偽の記載がある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

③ 登録の更新を拒否した場合又は登録申請書を受け付けた後に登録申請者から当該登録申請書の取下げがあった場合は、登録更新手数料の返還を要しない。

- ④ 施行規則第 6 条の規定に基づき、貸金業者から登録換えの申請書等の提出があった場合には、次により取り扱うものとする。
- イ. 当該申請等を受けたときは、別紙様式 7 により作成した意見書、従前の登録申請書の写し及び当該申請の直前に行った検査の報告書の写し等を添付して新たな登録に係る財務局長又は都道府県知事に送付するものとする。
  - ロ. 施行規則第 6 条第 2 項に基づく登録換通知書を受領したときは、当該貸金業者の登録を削除するものとする。

#### (4) 変更届出の処理等

- ① 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、変更に係る事項（以下「変更事項」という。）を登録したときは、遅滞なく、その旨を別紙様式 8 により原則として協会支部を通して届出者に通知するものとする。ただし、当該変更事項が店舗外現金自動設備に係るものである場合は、通知を要しないものとする。
- ② 変更事項が財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更である場合には、次により取り扱うものとする。
- イ. 当該変更届出等の提出を受けた財務局長は、上記（3）の④イに準じて、変更後の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長に当該変更届出書等を送付するものとする。
  - ロ. 新たな登録をした財務局長は、従前の登録をした財務局長に対し施行規則第 6 条第 2 項に規定する登録換通知書に準じて、登録をした旨を通知するものとし、従前の登録をした財務局長は、当該通知があったときは、当該貸金業者の登録を削除するとともに、必要な書類を新たな登録をした財務局長に送付するものとする。
- ③ 日賦貸金業者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）附則第 10 項において同法附則第 9 項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではならないとされていることなどから、日賦貸金業者以外の貸金業者から日賦貸金業者へ変更が行われる場合等においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- イ. 日賦貸金業者以外の貸金業者から日賦貸金業者へ変更する場合  
法第 8 条の規定に基づく登録変更の届出により、日賦貸金業者への変更は可能であるが、変更前に貸し付けた出資法附則第 9 項に規定する業務の方法（以下「日賦の方法」という。）以外の方法に係る貸付債権を変更後に当該貸金業者が回収することも、日賦の方法以外の方法により貸金業を行っているものとして、出資法違反となること
  - ロ. 日賦貸金業者から日賦貸金業者以外の貸金業者へ変更する場合  
法第 8 条の規定に基づく登録変更の届出により、日賦貸金業者以外の貸金業者への変更は可能であるが、変更前に日賦貸金業者として貸金業者の本則金利を超えて貸し付けていた債権について、変更後においても引き続き当該本則金利を超えた割合による利息を受け取った場合には、出資法違反（高金利）となること。

#### (5) 相続人による登録申請の処理

貸金業者が死亡した場合において、法第 10 条第 3 項の規定により、相続人が被相続人の死亡後 60 日間の期間内に登録の申請をしたときの登録番号は、その商号又は名称に変更がないときに限り従前の番号とするものとする。ただし、登録回数は、(1)とするものとする。

#### (6) 登録証明書の発行

登録を受けた貸金業者又は貸金業者であった者から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の登録証明の申請があったときは、別紙様式9による貸金業者登録証明を行うものとする。ただし、登録申請書類が保存年限を経過していることにより破棄されている場合については、この限りでない。

#### (7) 貸金業者登録簿の閲覧

施行規則第9条の規定に基づく貸金業者登録簿の閲覧については、次により取り扱うものとする。

- ① 閲覧の申出があった場合には、別紙様式10による貸金業者登録簿閲覧表に所定事項の記入を求めるものとする
- ② 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする
  - イ. 閲覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする
  - ロ. 閲覧時間は、財務局長が指定する時間内とする
  - ハ. 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の閲覧日又は閲覧時間を変更することができるものとする
- ③ 登録簿は、財務局長が指定する閲覧場所の外に持ち出すことができないものとする
- ④ 次に該当する者の閲覧を停止又は拒否することができるものとする
  - イ. 係員の指示に従わない者
  - ロ. 登録簿等を汚損若しくはき損し又はそのおそれがあると認められる者
  - ハ. 他人に迷惑を及ぼし又はそのおそれがあると認められる者

#### (8) 登録等実績報告

登録等の実績について別紙様式11により財務局及び管内都道府県分を作成し、毎半期末の翌月末日までに監督局金融会社室あて報告するものとする。

### Ⅲ-3-2 登録等に関する意見聴取

法第44条の3の規定に基づく、登録等に関する意見聴取については、以下のとおり取り扱うものとする。なお、同条の規定に基づく登録等に関する意見聴取のうち都道府県に係るものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、同趣旨の助言、勧告を行っているのを参考とされたい。

#### Ⅲ-3-2-1 登録に関する意見聴取

法第5条第1項の規定による登録（更新を含む。）について、法第44条の3第1項の警察庁長官の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 警察庁長官への意見聴取は、監督局金融会社室を経由して、次の各号に掲げるものをそれぞれ当該各号に掲げるところにより、警察庁暴力団対策主管課に送付することにより行うものとする。
  - ① 別紙様式12により作成した文書 郵送等による送付
  - ② 登録申請書（施行規則別紙様式第1号に係る部分に限る。）の写し 郵送等による送付（①の文書に添付するものとする。）
  - ③ 施行規則別紙様式第3号の2（記載上の注意）4により作成されたCSV形式（エクセル等）の電磁的記録 電子メールの送信（フロッピーディスク、電子メール等にお



いては、①の文書の文書番号のほか、法第3条の登録を受けようとする者の商号、名称又は氏名を明らかにするものとする。)

- (2) (1) ③の電磁的記録は、施行規則別紙様式第3号の2(記載上の注意)4により、法第4条の規定による登録申請者が作成したものがあるときは、これに代えることができる。
- (3) 監督局金融会社室は、財務局から(1)①から③までに掲げるものについて提出を受けたときは、遅滞なく、これらを警察庁暴力団対策主管課に送付するものとする。
- (4) 該当する事由の有無については、別紙様式13又は14により、警察庁長官から監督局金融会社室を経由して、意見が陳述されることとなる。なお、当該意見に関する問合せがある場合は、財務局から警察庁暴力団対策主管課に対して問い合わせるものとする。
- (5) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局は、監督局金融会社室経由により、概ね3か月ごとに別紙様式15により登録又は登録拒否の結果を警察庁暴力団対策主管課に通知するものとする。

### Ⅲ-3-2-2 変更登録に関する意見聴取

法第8条第2項の変更登録について、法第44条の3第1項の警察庁長官の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 警察庁長官への意見聴取は、Ⅲ-3-2-1の例により行うものとする。
- (2) なお、既に貸金業務取扱主任者に選任されている者がその営業所等以外の営業所等の貸金業務取扱主任者に選任されたことに伴い、法第8条第2項の登録をしようとする場合においては、当該貸金業務取扱主任者について既に法第44条の3第1項の規定による意見聴取が行われていることが確認される場合には、同項の規定による意見聴取を行わないことができる。

### Ⅲ-3-2-3 処分又は登録の取消しに関する意見聴取

法第24条の6の4の規定による命令又は同条第1項若しくは第24条の6の5第1項の規定による登録の取消しについて、法第44条の3第3項の警察庁長官の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 法第44条の3第3項の意見聴取は、貸金業者(法人の役員を含む。)又は貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者のうちに同条第1項の意見陳述事由(以下単に「意見陳述事由」という。)又は同条第3項の意見陳述事実(以下単に「意見陳述事実」という。)に係る者(以下「照会対象者」という。)がいるおそれがある場合に行うものとする。
- (2) 警察庁長官への意見聴取は、次の各号に掲げるものをそれぞれ当該各号に掲げるところにより、監督局金融会社室を経由して、警察庁長官に送付することにより行うものとする。
  - ① 別紙様式16により作成した文書 郵送等による送付
  - ② 登録申請書(施行規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写し 郵送等による送付(①の文書に添付するものとする。)
  - ③ 施行規則別紙様式第3号の2(記載上の注意)4により、照会対象者について、CSV形式(エクセル等)で作成された電磁的記録 電子メールの送信(フロッピーディスク、電子メール等においては、①の文書の文書番号のほか、貸金業者の商号、名称又は氏名を明らかにするものとする。)

(3) 監督局金融会社室は、財務局から(2)①から③までに掲げるものの提出を受けたときは、遅滞なく、これらを、次の各号に掲げる事項に応じて、それぞれ当該各号に掲げる警察庁担当課に送付するものとする。

- ① 意見陳述事由に係るもの 暴力団対策主管課
- ② 意見陳述事実に係るもの 生活経済主管課

(4) 警察庁長官からは、監督局金融会社室を経由して、該当する事由の有無について、別紙様式17、18又は19により、文書で意見が陳述される。

(5) 財務局は、意見陳述事由又は意見陳述事実があることを理由として、法第24条の6の4又は法第24条の6の5の登録の取消しを行うときは、必要に応じ、警察庁に対して監督局金融会社室を経由して、聴聞時における警察官の同席を求めることができる。

(6) 意見陳述がなされた場合にあつては、財務局は、監督局金融会社室を経由して、別紙様式20により法第24条の6の4又は法第24条の6の5の規定により命令又は登録の取消しをした結果をその都度警察庁暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。

#### Ⅲ-3-2-4 警察庁長官等からの意見

(1) 法第44条の4の警察庁長官からの意見は、監督局金融会社室を経由して、別紙様式21又は22により行われる。

(2) 意見陳述がなされた場合にあつては、財務局は、監督局金融会社室を経由して、別紙様式20により法第24条の6の4又は法第24条の6の5の規定により命令又は登録の取消しをした結果をその都度警察庁暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。

#### Ⅲ-3-3 登録不更新等の取扱い

(1) 貸金業者が登録の有効期間満了の日の2月前までに当該登録の更新の申請をしなかった場合は、法第24条の6の10の規定に基づき、別紙様式23による残貸付債権の状況等に係る報告を求めるものとする。また、法第24条の6の4又は法第24条の6の5により登録を取り消す場合についても、当該報告を求めるものとする。

(2) 上記(1)の報告書の提出があつたときは、法第24条の6の10の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了する場合及びそれまでの間に連絡先若しくは氏名・商号等又は取立委託先の変更、債権譲渡先の追加がある場合には遅滞なくその旨報告することを命ずるとともに、当該貸金業者に対し、次の内容の書面を交付するものとする。

- ① 法第44条に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を終了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、法令が適用されること
- ② 顧客名簿等の資金需要者等の個人情報について、違法業者等に売却又は譲渡することは、厳に控えること
- ③ 貸金業者が貸付債権の譲渡を行う場合は、法第24条第3項(暴力団員等への譲渡、委託の禁止)が適用されるほか、当該譲受人には同法第12条の7、第16条の2、第16条の3、第17条(第6項を除く)、第18条から第22条まで、第24条第1項(再譲渡先に対する適用法令通知義務)、第24条の6の10が適用される旨を当該譲受人に対して通知する義務(第24条第1項)が生じること。また、あわせて、これらに違反した場合は刑事罰の適

用がある旨を通知すること

- (3) 上記(1)の報告書等により債権譲渡等に係る情報を確認した場合は、当該情報を譲受人に対して監督権限を有する財務局または都道府県に提供するものとする。

#### Ⅲ-3-4 事業報告書に係る留意点

- (1) 施行規則別紙様式第8号に規定する事業報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 「貸金業務の概要」欄に海外進出状況や海外での活動等が記載されている場合は、必要に応じてヒアリングを実施するなど、その実態を把握するものとする。また、あわせて現地での監督規制やその他参考となる資料を可能な限り収集するものとする。
- ② 「社内規則等の整備及び改正状況」欄については、登録申請後の貸金業者の社内規則等の改正状況について確認することとし、特に、非協会員について協会の自主規制規則等を考慮した内容となっているか確認するものとする。
- ③ 「従業者に対する研修の実施状況」及び「内部監査の実施状況」欄については、当局の検査において不適切な取扱い等の指摘を受けた貸金業者や業務改善命令等の処分を受けている貸金業者の場合、研修及び内部監査の実施目的・重点事項等が、当局の指摘等の内容に照らし、合理的なものとなっているか検証するものとする。

- (2) 金融庁への送付

貸金業者から法第24条の6の9の規定に基づき事業報告書及び参考書類の提出があったときは、事業報告書の副本及び参考書類各1部並びに上記(1)①から③に関し、意見を付す貸金業者があれば意見書を、提出期限後1ヶ月以内に監督局金融会社室あて送付するものとする。また、管内都道府県知事から事業報告書の副本及び参考書類の送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。

#### Ⅲ-3-5 業務報告書の徴収

- (1) 貸金業者に対して、法第24条の6の10の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式24により毎年5月末までに徴収するものとする。

- (2) 業務報告書は、原則として、貸金業協会に加入しようとする者及び協会員においては、営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通して提出することとする。なお、貸金業協会への加入の意思のない者（非協会員の貸金業者を含む）が協会支部を通じて提出することを妨げない。

- (3) 貸金業者の業務報告書の写しについては、毎年6月末までに、監督局金融会社室あて送付するものとする。

また、管内都道府県知事から業務報告書の写しの送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。

#### Ⅲ-3-6 非協会員に対する広告の写し等の徴収

非協会員に対しては、法第24条の6の10の規定に基づき、各年の四半期毎に、前四半期に出稿した広告（Ⅱ-2-11(2)②の「広告」をいう。）の写し又はその内容がわかるものを遅滞なく徴収するものとする。

### Ⅲ－３－７ 廃業等の取扱い

(1) 法第 10 条に規定する廃業等届出書の提出があったときは、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了する場合及びそれまでの間に連絡先若しくは氏名・商号等又は取立委託先の変更、債権譲渡先の追加がある場合には遅滞なくその旨報告することを命ずるとともに、当該貸金業者に対し、次の内容の書面を交付するものとする。

- ① 法第 44 条に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を終了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、法令が適用されること
- ② 顧客名簿等の資金需要者等の個人情報について、違法業者等に売却又は譲渡することは、厳に控えること
- ③ 貸金業者が貸付債権の譲渡を行う場合は、法第 24 条第 3 項（暴力団員等への譲渡、委託の禁止）が適用されるほか、当該譲受人には同法第 12 条の 7、第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 17 条（第 6 項を除く）、第 18 条から第 22 条まで、第 24 条第 1 項（再譲渡先に対する適用法令通知義務）、第 24 条の 6 の 10 が適用される旨を当該譲受人に対して通知する義務（第 24 条第 1 項）が生じること。また、あわせて、これらに違反した場合は刑事罰の適用がある旨を通知すること

(2) 廃業等届出書及び施行規則第 26 条の 25 第 1 項第 3 号に規定する債権譲渡届出書等により債権譲渡等に係る情報を確認した場合は、当該情報を譲受人に対して監督権限を有する財務局または都道府県に提供するものとする。

### Ⅲ－３－８ 債権譲渡届出書等の取扱い

施行規則第 26 条の 25 第 1 項第 3 号に規定する債権譲渡届出書を受理した場合は、譲受人に対して監督権限を有する財務局又は都道府県に届出書（写）を送付するものとする。

### Ⅲ－４ 行政指導等を行う際の留意点等

#### Ⅲ－４－１ 行政指導等を行う際の留意点等

貸金業者に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

##### （１）一般原則（行政手続法第３２条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。  
例えば、以下の点に留意する。
  - イ. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
  - ロ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
  - イ. 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
  - ロ. 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

##### （２）申請に関連する行政指導（行政手続法第３３条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。
- ③ 例えば、以下の点に留意する。
  - イ. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
  - ロ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
  - ハ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

##### （３）許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第３４条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作

為または不作為を求めているか。

- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

#### (4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条）

- ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ. 相手方に対して求める作為または不作為の内容を明確にしているか。

ロ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ハ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

ニ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（但し、行政手続法第 35 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）

イ. 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

ロ. 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ハ. 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

#### Ⅲ－４－２ 面談等を行う際の留意点

職員が、貸金業者の役職員と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- (1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

#### Ⅲ－４－３ 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、監督局金融会社室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

### Ⅲ－５ 行政処分を行う際の留意点

#### Ⅲ－５－１ 行政処分の基準

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第２４条の６の３に基づく業務改善命令、②法第２４条の６の４に基づく業務停止命令、③法第２４条の６の４に基づく登録取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

##### （１）法第２４条の６の１０に基づく報告徴収命令

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出書など）を通じて、法令等遵守態勢、経営管理（ガバナンス）態勢等に問題があると認められる場合においては、法第２４条の６の１０第１項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第２４条の６の１０第１項に基づき、追加報告を求めることとする。

##### （２）法第２４条の６の１０第１項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、貸金業者の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（１）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ② 必要があれば、法第２４条の６の１０第１項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

##### （３）法第２４条の６の３又は法第２４条の６の４に基づく業務改善命令、業務停止命令、登録取消し等

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、資金需要者等の利益の保護に関し重大な問題が認められる場合等においては、以下①から③に掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを貸金業者の自主性に委ねることが適切かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

##### ① 当該行為の重大性・悪質性

###### イ．公益侵害の程度

貸金業者が、貸金市場に対する信頼性を大きく損なうなど公益を著しく侵害していないか。

###### ロ．被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

###### ハ．行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き、違法な督促を続けるなど、貸金業者の行為が悪質であったか。

##### 二．当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

ホ. 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか

ヘ. 組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

ト. 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

チ. 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

イ. 経営陣の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

ロ. 内部監査部門の体勢は十分か、また適切に機能しているか。

ハ. 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③ 軽減事由

以上①及び②の他に、行政による対応に先行して、貸金業者が自主的に資金需要者等の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいる等、といった軽減事由があるか。

(4) 標準処理期間

法第 24 条の 6 の 3、法第 24 条の 6 の 4 又は法第 24 条の 6 の 5 に基づき監督上の処分を命ずる場合には、上記 (1) の報告書又は不祥事件届出書(法第 24 条の 6 の 10 に基づく報告徴収を行った場合は、当該報告書)を受理したときから、原則として概ね 1 か月(金融庁との調整を要する場合は概ね 2 か月)以内を目途に行うものとする。

(注 1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

イ. 複数回にわたって、法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

ロ. 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注 2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注 3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

III-5-2 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

業務改善命令・業務停止命令の発出又は登録の取消し等の不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。

また、いずれの場合においても、同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。



## (2) 行政不服審査法との関係

報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分等を行うようとする場合には、財務局登録貸金業者については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

## (3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分等を行うようとする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

### Ⅲ－５－３ 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、貸金業者からの求めに応じ、監督当局と貸金業者との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第 24 条の 6 の 10 に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した貸金業者から、監督当局の幹部と当該貸金業者の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該貸金業者に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注）貸金業者からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第 24 条の 6 の 10 に基づく報告書を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

### Ⅲ－５－４ 営業所等の所在の確知

法第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号の規定により営業所等の所在を確知するため必要な場合には、法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定に基づき、別紙様式 25 による営業所等の所在報告書、営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し等又は営業所等の地図等の報告を求めるものとする。

### Ⅲ－５－５ 不利益処分の公表に関する考え方

(1) 法第 24 条の 6 の 8 の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。

- ① 商号又は名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる営業所又は事務所の所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 処分の内容

(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行為規範)」の「I-5. 透明性」に規定された考え方によることに留意する。

すなわち、業務改善命令等の不利益処分については、他の貸金業者における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象貸金業者の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

### Ⅲ-5-6 登録取消し処分に係る聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出があった場合等の連絡

施行規則第5条の2に該当する者があった場合における関係官署への関係資料の送付については、次により取り扱うものとする。

(1) 施行規則第5条の2に係る該当者があった場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて別紙様式26を送付するものとする。また、当該別紙様式26の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該別紙様式7の写しを送付するものとする。

(2) 都道府県から、施行規則第5条の2に係る該当者の関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて当該資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しを受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。

### Ⅲ-5-7 行政処分の連絡

行政処分を行った場合の関係官署への関係資料の送付については、次により取り扱うものとする。

(1) 登録を拒否した場合(法第6条)

① 登録(更新を含む。)の拒否を行った場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。

② 都道府県から登録の拒否を行った関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しの送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。

(2) 業務改善命令の場合(法第24条の6の3)

① 業務改善命令を行った場合には、監督局金融会社室、当該貸金業者の営業所等の所在地を管轄する他の財務局長及び当該貸金業者の営業所等の所在する都道府県(当該営業所等が他の財務局の管内に所在する場合には、当該財務局経由)あて関係資料を送付するものとする。

② 都道府県から業務改善命令を行った関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室あて当該関係資料の写しを送付するものとする。

(3) 業務停止処分の場合(法第24条の6の4)

① 業務停止処分を行った場合には、監督局金融会社室、当該貸金業者の営業所等の所在地を管轄する他の財務局長及び当該貸金業者の営業所等の所在する都道府県(当該営業所等

が他の財務局の管内に所在する場合には、当該財務局経由) あて関係資料を送付するものとする。

② 都道府県から業務停止処分を行った関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室あて当該関係資料の写しを送付するものとする。

(4) 登録取消し処分の場合(法第24条の6の4、法第24条の6の5、法第24条の6の6)

① 登録の取消し処分を行った場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。なお、当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前30日以内の役員の氏名(法人にあっては、商号又は名称)に関する資料もあわせて送付するものとする。

② 都道府県から登録の取消し処分を行った関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて当該関係資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しの送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。

### Ⅲ－６ 貸金業関係連絡会

- (1) 法の円滑な施行を確保するためには、国と都道府県の間における緊密な協力と事務処理の統一を推進するほか、監督当局と警察当局の連携を図ることが必要である。このため、以下の「貸金業関係連絡会設置要綱」に基づき、財務局又は財務事務所、都道府県及び都道府県警察本部三者間の事務連絡体制を設けるものとする。また、都道府県において、法の円滑な施行の観点から、同趣旨の会議が設けられている場合には、財務局又は財務事務所においては、同会議の開催に積極的に協力されたい。

#### 貸金業関係連絡会設置要綱

① 目的

法の円滑な施行を確保するため、国及び都道府県の監督当局間における緊密な協力と事務処理の統一を推進するほか、監督当局と警察当局の連携を図ることを目的とする。

② 名称 貸金業関係連絡会

③ 構成 財務（支）局理財部長又は財務事務所長  
都道府県主管部長  
警視庁主管部長  
道府県警察本部主管部長

④ 協議内容

貸金業者の営業の実態等に関する情報及び意見の交換を行い、的確な実情の把握に努めるとともに、法施行に伴う事務処理上の問題点その他法の適正な運用を図るために必要な事項について協議するものとする。

⑤ 会議

イ. 会議は、各都道府県の実情に応じ、原則として年1回以上、定期的に開催するほか、必要に応じ随時開催する。

ロ. 会議には、必要に応じて消費生活センター、貸金業協会又は弁護士会等の関係団体等の代表者を出席させることができるものとする。

ハ. その他会議の運営については、財務局又は財務事務所、都道府県及び都道府県警察本部が協議して定めるものとする。

ニ. 会議の庶務は、原則として財務局又は財務事務所が行うものとする。

- (2) 貸金業関係連絡会、幹事会の開催状況について、別紙様式27により毎年度末の翌月末日までに、監督局金融会社室あて報告するものとする。都道府県が同趣旨の会議を設けている場合においては、当該会議の開催状況についても報告するものとする。

# 貸金業者向けの総合的な監督指針（案）

様式編

平成19年 月

金 融 庁

## 貸金業者向けの総合的な監督指針 様式編

### <目次>

- 別紙様式 1 貸金業関係苦情受付対応状況票
- 別紙様式 2 貸金業関係苦情等対応総括表
- 別紙様式 3 業務状況の照会について
- 別紙様式 4 貸金業の無登録営業に対する警告について
- 別紙様式 5 連絡箋
- 別紙様式 6 応接箋
- 別紙様式 7 意見書
- 別紙様式 8 変更事項の登録について
- 別紙様式 9 貸金業者登録証明書
- 別紙様式 10 貸金業者登録簿閲覧表
- 別紙様式 11 登録実績報告書
- 別紙様式 12 貸金業法による意見聴取について
- 別紙様式 13 貸金業法による意見について（欠格事由に該当しない場合）
- 別紙様式 14 貸金業法による意見について（欠格事由に該当する場合）
- 別紙様式 15 貸金業法による登録拒否について
- 別紙様式 16 貸金業法による意見聴取について
- 別紙様式 17 貸金業法による意見について（意見陳述事由及び意見陳述事実がない場合）
- 別紙様式 18 貸金業法による意見について（意見陳述事由がある場合）
- 別紙様式 19 貸金業法による意見について（意見陳述事実該当する場合）
- 別紙様式 20 貸金業法による命令又は登録の取消しについて
- 別紙様式 21 貸金業法による意見について
- 別紙様式 22 貸金業法による意見について
- 別紙様式 23 残貸付債権の状況等に係る報告書
- 別紙様式 24 業務報告書
- 別紙様式 25 営業所等の所在報告書
- 別紙様式 26 規則第5条の2に規定する廃業等の届出があった場合等の連絡
- 別紙様式 27 貸金業関係連絡会、幹事会等開催状況

## 貸金業関係苦情受付対応状況票

受付	平成 年 月 日			来庁・電話・文書・メール			完結	平成 年 月 日				
申出人	氏名			債務者	氏名			生年月日 年 月 日生 年齢 才				
	住所				住所			TEL				
同行者	氏名		債務者との関係	同行者	氏名		債務者との関係					
	債務額		社(者)		万円	職業		勤務先				
債務状況	うち貸金業者		社(者)	万円	収入		月額	万円	うち返済可能額	万円		
	業者名					債務者の状況						
苦情の相手方	住所		TEL			利用のきっかけ						
	登録番号 (○印を付す)	1 財務(支)局長 ( ) 号 知事		返済状況								
		2 無登録の疑いのある者		その他								
		3 不明その他		業者への氏名・内容等の開示		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可( )						
	業態 (○印を付す)		消費者向 事業者向 日賦 電話担保		警察・都道府県等への情報提供		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可					
担当者		債務額		万円		警察・都道府県等への氏名・内容等の開示		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可( )				
担当者		債務額		万円		警察・都道府県等から申出人への接触		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				
苦情の内容 (○印を付す)	1 取立て行為			(具体的内容)								
	2 契約内容											
対応結果 (○印を付す)	3 金利			(具体的内容)								
	4 年金担保											
案内した照会先 (○印を付す)	5 帳簿の開示			(処理経過)								
	6 過剰貸付け											
	7 行政当局詐称、登録業者詐称											
	8 保証契約											
	9 広告・勧誘(詐称以外)											
	10 その他											
	1 内容特定困難等により確認不可能											
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)											
	3 行政指導等											
	4 法に基づき報告徴収命令を発出等											
	5 警察への情報提供											
	6 照会先の案内											
	7 その他											
	1 貸金業協会											
	2 弁護士会、司法書士会等											
	3 裁判所											
	4 警察											
	5 都道府県等											
	6 その他											

貸金業関係苦情等対応総括表( 年 月分)

財務(支)局

1 苦情対応等関係

(単位:件)

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	都道府県知事登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	無登録の疑いのある者に係るもの	不明その他	計	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
苦情の内容	1 取立て行為											
	2 契約内容											
	3 金利											
	4 年金担保											
	5 帳簿の開示											
	6 過剰貸付け											
	7 行政当局詐称、登録業者詐称											
	8 保証契約											
	9 広告・勧誘(詐称以外)											
	10 その他											
	計											
対応結果	1 内容特定困難等により確認不可能											
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)											
	3 行政指導等											
	4 法に基づき報告徴収命令を发出等											
	5 警察への情報提供											
	6 照会先の案内											
	7 その他											
	計											
案内した照会先	1 貸金業協会											
	2 弁護士会、司法書士会等											
	3 裁判所											
	4 警察											
	5 都道府県等											
	6 その他											
	計											
相談・照会の内容	1 債務整理											
	2 金利											
	3 相談先											
	4 登録確認(無登録の疑いあり)											
	5 制度改正要望											
	6 法令等解釈											
	7 その他											
	計											
対応結果	1 相談・照会内容への回答											
	2 ノーアクションレター制度等を案内											
	3 照会先の案内											
	4 その他											
	計											
案内した照会先	1 貸金業協会											
	2 カウンセリング機関等											
	3 裁判所											
	4 警察											
	5 都道府県等											
	6 その他											
	計											

2 処分等関係

(単位:件)

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
の苦情分発等端	1 法に基づき文書による報告を命令			
	2 立入検査の実施			
	3 行政処分の実施			



(記載要領)

1. 「1 苦情対応等関係」については、以下のとおりとする。

- (1) 貸金業者の違法・不適切な行為に対するものは「苦情」として、債務整理、弁済猶予等に関する「相談」、登録の有無、法令解釈等に関する「照会」、制度改正に関する「要望」等は「相談・照会」として分類する。
- (2) 受付状況、苦情・相談の内容及び処理結果それぞれについて、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上すること。
- (3) 苦情・相談の内容及び対応結果の計は、受付時点において計数を一致させること。従って、結果は当月内の対応結果を記載する。
- (4) 「対応結果」における「照会先の案内」の件数と、「案内した照会先」の計を一致させること。
- (5) 「対応結果」における「内容特定困難等により確認不可能」とは、匿名による申出や業者への開示を拒否している場合等とする。
- (6) 「法に基づき報告徴収命令を発出等」には、同月中に検査、処分を行うに至ったものを含む。
- (7) 財務局が都道府県あるいは消費者相談センター等の行政機関(警察を除く。)を紹介した場合は、「都道府県等」欄に計上すること。
- (8) 申出人の情報から金融庁等のホームページなどにより登録先を確認することによって、「財務(支)局長登録業者に係るもの」又は「都道府県知事登録業者に係るもの」に計上することとし、確認の結果、登録を確認できない場合は「無登録の疑いのある者に係るもの」に計上すること。ただし、申出人が業者名を告げないこと等により、確認自体が行えない場合は「不明その他」に計上すること。
- (9) 「法令等解釈」等、業者を特定しない申出については「不明その他」欄に計上すること。
- (10) 「カウンセリング機関等」には、財団法人日本クレジットカウンセリング協会、弁護士会、司法書士会等を含む。

2. 「2 処分等関係」については、以下のとおりとする。

苦情を端緒に報告徴収命令による報告、検査の実施、行政処分を行った場合は、当月内に行った件数を記載すること。

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

財務(支)局長(注1)

業務状況の照会について

貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。

今般、当局に\_\_\_\_\_等(注2)貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。

つきましては、貴社の具体的な業務内容等を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がない場合のほか、貴社の行為が同法に違反している疑いがあると認める場合には、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

注1 様式3及び同4において、財務(支)局長の公印省略可。

注2 各財務(支)局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。

例：今般、当局に貴社から金銭の貸付けを受け、返済を求められている等貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。(以下略)

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

財務(支)局長(注1)

貸金業の無登録営業に対する警告について

貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。

今般、当局が把握・調査しましたところ、貴社の行為は貸金業に該当している疑いがあると認められますので(注2)、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

なお、当局の警告に応じない場合は、捜査当局への告発を検討するなど、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

注1 様式3及び同4において、財務(支)局長の公印省略可。

注2 各財務(支)局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。

連 絡 箋

属 性			
日時・場所	年 月 日 ( ) [ 電話・来局・その他 ]		
照会者		応接者	
照会内容			
回答案			
処 理			

応 接 箋

属 性			
日時・場所	年 月 日 ( ) [ 電話・来局・その他 ]		
照会者		応接者	
照会内容			
回 答			
備 考			

意見書	
商号、名称又は氏名	
貸金業者の概要 (当初登録年月日) (役員 の 状 況 )  ( 問 題 点 )	
直前の検査結果	
苦情の状況	
行政処分等	
その他参考事項	

文 書 番 号  
平成 年 月 日

(商号又は名称)

〔 氏 名 〕 殿  
(法人にあつては代表者の氏名)

財務(支)局長

印

変更事項の登録について

平成 年 月 日付で届出のあつた変更事項については、平成 年 月 日付で貸金業者登録簿に登録したので通知する。





貸金業者登録簿閲覧表

閲覧日	閲覧者氏名	閲覧者住所	登録番号	貸金業者の商号、名称又は氏名	貸出時間	返却時間	返却確認印

登録実績報告書(Ｂ表)

平成 年 月末分

財務(支)局分

		A 新規登録受理件数			B 更新登録受理件数			C 再更新登録受理件数			D 新規登録件数			E 更新登録件数			F 再更新登録件数			G 登録削除件数			H 登録件数			
		個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計	うち 日賦貸金 業者			
a 前半期末	財務(支)局																									
	都道府県																									
	小計																									
	合計																									
	財務(支)局																									
b 当半期中	都道府県																									
	小計																									
	合計																									
	財務(支)局																									
	都道府県																									
c 当半期末	小計																									
	合計																									

(注) 1. 受理件数欄(A、B、C欄)は、不備事項等がなく、正式に受け付けた件数を記入する。

2. 登録拒否件数を、該当欄(D、E、F)欄に( )外書きで記入する。

3. 当半期末登録件数＝前半期末登録件数＋当半期中新規登録件数－当半期中登録削除件数

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務(支)局長 印

貸金業法による意見聴取について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。なお、貴庁の回答は、年 月 日までに行われるようお願いします。

記

法第4条第1項第1号に掲げる登録申請者の商号、名称又は氏名	当該登録申請者が法第5条第1項の登録を受けている場合には、その登録番号
	財務(支)局長 ( ) 第 号 知事

(注) 当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

(記載上の注意)

1. 法第8条第2項の登録をしようとする場合の意見聴取においては、別紙様式12中、「法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)」とあるのは、「法第6条第1項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由(同項第6号に係るものに限る。)」と修正する。別紙様式13についても同様とする。
2. 別紙様式12については、1登録申請者につき1葉作成するものとする。
3. 上記登録申請者の登録申請書(規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写しを添付するものとする。
4. 文書の記載に当たっては、(記載上の注意)の囲みを消して使用するものとする。

(欠格事由に該当しない場合)

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官 印

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき、別紙「平成 年 月 日付第号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)があるとは認められない。

(注) 別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」とは、財務局長から意見を求められた際の書面であつて、照会対象者の氏名等が記録されたものは含まない。

(欠格事由に該当する場合)

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官 印

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第6条第1項第 号に該当する事由があると認められる。

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務(支)局長 印

貸金業法による登録拒否について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第6条の規定により、その登録の拒否をした者について、下記のとおり回答します。

記

- |         |             |           |
|---------|-------------|-----------|
| 〇〇〇株式会社 | (平成 年 月 日付第 | 号により意見聴取) |
| 〇〇〇株式会社 | (平成 年 月 日付第 | 号により意見聴取) |
| 〇〇〇株式会社 | (平成 年 月 日付第 | 号により意見聴取) |

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務(支)局長 印

## 貸金業法による意見聴取について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3第3項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)又は法第12条の5、第21条第1項(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実の有無について、下記のとおり意見を聴取します。

## 記

意見聴取の対象となる貸金業者の商号、名称又は氏名	当該貸金業者の登録番号
	財務(支)局長 ( )第 号 知事

(注) 当該貸金業者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

## (記載上の注意)

1. 別紙様式16については、1貸金業者につき1葉作成するものとする。
2. 上記貸金業者の登録申請書(規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写しを添付するものとする。
3. 文書の記載に当たっては、(記載上の注意)の囲みを消して使用するものとする。

(意見陳述事由及び意見陳述事実がない場合)

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官 印

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3第3項の規定に基づき、別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)又は法第12条の5、第21条第1項(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実があるとは認められない。

(注) 別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」とは、財務局長から意見を求められた際の書面であつて、照会対象者の氏名等を記録したものは含まない。



(意見陳述事由がある場合)

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官 印

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3第3項の規定に基づき、平成 年 月 日付第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に該当する事由があると認められる。

(意見陳述事実該当する場合)

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官 印

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3第3項の規定に基づき、平成 年 月 日付第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に違反する事実があると認められる。

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

警察庁長官 殿

財務(支)局長 印

貸金業法による命令又は登録取消しについて

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3第3項の規定に基づき意見を聴取し、又は第44条の4の規定に基づき意見陳述を受けた結果、法第24条の6の4第1項又は第24条の6の5第1項の規定により、命令又は登録の取消しをした者について、下記のとおり回答します。

記

法第24条の6の4第1項の規定により、命令をした者				
〇〇〇株式会社	(平成	年	月	日付第 号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(平成	年	月	日付第 号により意見聴取)

法第24条の6の4第1項又は法第24条の6の5第1項の規定により、登録の取消しをした者				
〇〇〇株式会社	(平成	年	月	日付第 号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(平成	年	月	日付第 号により意見聴取)

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官 印

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の4の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする貸金業者

※(個人の場合)

氏名 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○月○○日

住所 ○○○○……

※(法人の場合)

商号 ○○○○会社

所在地 ○○○○……

2 法第6条第1項第 号に該当する事由の有無に係る意見

法第6条第1項第 号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる。

文 書 番 号  
平 成 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官 印

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の4の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする貸金業者

※(個人の場合)

氏名 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○月○○日

住所 ○○○○……

※(法人の場合)

商号 ○○○○会社

所在地 ○○○○……

2 法第 条第 項 第 号に該当する事由の有無に係る意見

法第 条第 項第 号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる。

3 事実の概要

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 住 所 (郵便番号 )  
 電話番号( ) -

商 号  
 又 は 名 称

氏 名 (印)  
 (法人にあつては、代表者の氏名)

〔 法定代理人  
 氏 名 (印) 〕

(注)連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があつた場合は、財務(支)局長にその旨連絡願います。

### 残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(平成 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	自主回収(予定)	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	その他( )	千円	人

(記載上の注意)

「その他( )」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

2. 債権譲渡の状況(登録有効期間満了前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

譲渡先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、( )内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

3. 取立委託の状況

委託先		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、( )内に取立委託予定金額を記入すること。

4. 帳簿及び個人情報の取扱い





別紙様式 2 4

業 務 報 告 書

貸付残高 5 0 0 億円超  
貸付残高 5 0 0 億円以下  
(該当する箇所を○で囲む)

〔平成 年 月 日から〕  
〔平成 年 月 日まで〕

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号  
財務(支)局長 ( ) 第 号

(郵便番号 )

住 所

電話番号 ( ) -

商 号  
又は名称

氏 名 ⑩

(法人にあつては、代表者の氏名)

〔法定代理人  
氏 名 ⑩〕

連絡者 所属 氏 名

電話番号 ( ) -

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

# 業 務 報 告 書

## 目 次

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 7 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 8 貸金業協会等への加入状況等

### (記載上の注意)

- 1 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示する。
- 2 各表中該当金額がない場合は「－」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 3 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位以下を切り捨てて表示する。
- 4 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者を記載する。

## 1 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		残高		平均約定金利
		件数	構成割合	百万円	構成割合	
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%	%
	有担保 (住宅向を除く)					
	住宅向					
	計					
事業者向	貸付					
	手形割引					
	計					
合計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

- 1 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 2 「平均約定金利」は算出不能の場合、推定値を記載する。
- 3 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 4 担保には保証を含まない。
- 5 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 6 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 7 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 8 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

## 2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		残高	
	先	数	残	高
		構成割合		構成割合
	件	%	百万円	%
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業				
卸売・小売業				
金融・保険業				
不動産業				
飲食店、宿泊業				
医療、福祉				
教育、学習支援業				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人				
その他				
合計		100		100

（記載上の注意）

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 「個人」欄の残高は、表1の消費者向計の残高と一致する。

### 3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数		残高	
			件	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下			件	%	百万円	%
10万円超 30万円以下						
30 " 50 "						
50 " 100 "						
100 " 500 "						
500 " 1,000 "						
1,000 " 5,000 "						
5,000 " 1億円以下						
1億円超 5 "						
5 " 10 "						
10 " 100 "						
100億円超						
合計				100		100
1件当たり平均貸付残高						

(記載上の注意)

貸付残高が表9に記載した自己資金の額を超える貸付先すべて（ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先）について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した書類を併せて提出する。

### 4 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		件数		残高	
			件	構成割合	百万円	構成割合
1年以下			件	%	百万円	%
1年超 5年以下						
5 " 10 "						
10 " 15 "						
15 " 20 "						
20 " 25 "						
25年超						
合計				100		100
1件当たり平均期間						

(記載上の注意)

- 1 1件当たり平均期間は加重平均により算出する。
- 2 期間は約定期間による。

## 5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数		残高	
			構成割合		構成割合	
			件	%	百万円	%
10万円以下						
10万円超 20万円以下						
20 " 30 "						
30 " 50 "						
50 " 70 "						
70 " 100 "						
100 " 150 "						
150 " 200 "						
200 " 300 "						
300万円超						
合計				100		100
1件当たり平均貸付残高					千円	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表1の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

## 6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		件数		残高	
			構成割合		構成割合	
			件	%	百万円	%
10.0%以下						
10.0%超 15.0%以下						
15.0 " 18.0 "						
18.0 " 20.0 "						
20.0 " 22.0 "						
22.0 " 24.0 "						
24.0 " 26.0 "						
26.0 " 28.0 "						
28.0 " 29.2 "						
合計				100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表1の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

## 7 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

### (1) 新規契約状況

	件数等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新規申込件数	件	件	件
新規契約件数	件	件	件
新規契約率	%	%	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。

### (2-1) 新規貸付状況

	件数等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新規貸付総額	百万円	百万円	百万円
新規貸付件数	件	件	件
新規平均貸付額	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規契約件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること。

### (2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

## 8 貸金業協会等への加入状況等

1	貸金業協会に加盟している
2	日本消費者金融協会に加盟している
3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している
4	日本事業者金融協会に加盟している
5	(社) 全国信販協会に加盟している
6	(社) 日本クレジット産業協会に加盟している
7	日本クレジットカード協会に加盟している
8	割賦購入あっせん業者として登録されている
9	電気機械器具関係の公益法人に加盟している (関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
10	自動車関係の公益法人に加盟している (関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
11	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している (関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)
12	建設・不動産関係の公益法人に加盟している (関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
13	質屋の許可を受けている
14	(社) リース事業協会に加盟している
15	日賦貸金業者として登録されている
16	上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

- 1 1～16の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。



平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

商号又は名称  
従たる営業所等の名称  
代表者又は責任者名

印

営業所等の所在報告書

貸金業者登録簿に登録された営業所等について、別紙のとおり報告します。

登録番号	財務(支)局長( )第 号			
貸金業協会会員番号				
商号又は名称				
営業所等の名称				
所在地	電話番号( ) -			
営業所等の概要	(ふりがな) 代表者氏名	生年月日	明大昭 年 月 日	
	職名及び 職務内容			
	業務を遂行する 権限の基礎	1 代表権者がいる 3 委任契約による委任	2 社内規定等による委任 4 その他(具体的に)	
	常時行っている 業務内容	1 金銭の貸付け 3 媒介	2 債権の回収 4 その他(具体的に)	
	貸金業に従事する 使用人の数			
	事務所の占有	1 自己所有      2 賃貸      3 その他(具体的に)		
	事務所の 規模・設備	(規模) (設備)	平方メートル	
(参考)貸金業に従事する使用人の数が50人以上の場合は、代表者の権限を代行する地位にある者を記載する。				

(注)代表者とは、当該営業所等の業務を統括する者(本店長、支店長、営業所長、事務所長等)をいう。

## 規則第5条の2に規定する廃業等の届出があった場合等の連絡

商号又は名称	
代表者氏名等	
主たる営業所の所在地	
登録番号	
登録年月日	
貸金業協会加入の有無	
登録取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日	
法第10条第1項第2号、第4号若しくは第5号の規定による届出の日	
通知の日前30日以内の役員の氏名（法人にあっては、商号又は名称）	

## 法第24条の6の5第1項各号に該当するとした事由

適用条文	法第24条の6の5第1項第 号
概 要	

## 貸金業関係連絡会、幹事会等開催状況

(平成 年3月末現在)

都道府県	当年度開催状況		
	連絡会	幹事会	都道府県等 主催会議
計			

(記載上の注意)

都道府県等主催会議欄には、都道府県等により設けられた貸金業関係会議について記載する。